

PwC's View

Vol. 42

February
2023

特集

非財務情報開示の潮流



pwc

www.pwc.com/jp

特集

非財務情報開示の潮流

- 非財務情報開示の潮流と対応策 6
- 有価証券報告書における気候変動開示の分析 12
- 人的資本開示を取り巻く動向 17

連載

PwCあらた基礎研究所だより

- 第8回 コーポレートガバナンスと監査
—— 英国における改革の最新動向（2022年6月以降 その1） 22
- インダストリーインサイト (3)
- 銀行・証券セクターの現状と課題
—— AML/CFTへの対応と実効性の高い1LoDの構築 26

税務／法務

- 移転価格課税後の二重課税排除のための手続きについて 35

海外

- オランダにおける経済、ESG、税制の最新動向 39

ご案内

- 海外PwC日本語対応コンタクト一覧 47

特集

非財務情報開示の潮流

2023年1月31日に金融庁は、有価証券報告書等におけるサステナビリティに関する企業の取り組みの開示に関連し、「企業内容等の開示に関する内閣府令」等を改正しました。改正後の規定は、2023年3月31日以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書等から適用となるため、企業は、当該改正に備えて準備することが早急に必要となります。

PwCは重要な経営アジェンダの1つであるSX（サステナビリティ・トランスフォーメーション）に関連する、企業のさまざまな経営課題の解決支援に取り組んでいます。本特集では、このうち、SXの川下に位置し、先に述べた有価証券報告書の開示内容の拡充をはじめ、気候変動や人的資本関連の新たな開示規制の導入により目下対応が迫られている非財務情報の潮流について考察を深めます。

企業価値を向上させるため、あるいは環境や社会に対してさまざまな価値を提供するためには、サステナビリティ・ESG（環境・社会・ガバナンス）への対応を、企業戦略の立案から情報開示までの一連のプロセスの中で行う必要があります。情報開示の側面からは、企業は投資家をはじめとするステークホルダーに対して、事業活動や経営状況、その基盤となるさまざまな資本に関する情報を、財務情報と、サステナビリティ情報を含む非財務情報との合わせ技で正しく表現する必要があります。このとき、財務情報と非財務情報は個々に独立しているのではなく、互いに連携がとれた統合的な情報であることが求められ、また非財務情報についても、財務情報と同様の「量」「質」と、それらを支える情報の「信頼性」を備えていることが求められるものと、私たちは考えます。

このような考え方を基礎としつつ、1つ目の論考では、「開示規制・フレームワークの動向」と「企業価値の向上」という側面から昨今の非財務情報に関する潮流を捉え、「非財務情報に関する潮流に対する対応策」において、企業が直面する課題とその対応策の入口について、サステナビリティに係る難解な文言を避け、平易な表現で考察します。

2つ目の論考では、気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD：Task Force on Climate-related Financial Disclosures）提言への賛同を表明する上場企業が増えている中、すでに気候変動情報を有価証券報告書で任意開示している企業の開示状況、開示内容の業種別傾向について紹介します。

3つ目の論考では、2022年8月、内閣官房が公表した「人的資本可視化指針」を踏まえ、日本を中心とした人的資本開示を取り巻く動向を俯瞰するとともに、企業に求められる対応について考察します。

非財務情報開示の潮流と対応策



PwCあらた有限責任監査法人
財務報告アドバイザー一部
ディレクター 片山 喬博

I はじめに

サステナビリティ・ESG（環境・社会・ガバナンス）（以下、サステナビリティ）への対応は企業戦略の立案から、情報開示までの一連のプロセスの中で行われる必要があります。サステナビリティ対応の是非や十分性に対する評価の枠組みが定形化されていない中、企業は投資家をはじめとするステークホルダーに対して、事業活動や経営状況、その基盤となる資本に関する情報を、財務情報と、サステナビリティ情報を含む非財務情報との合わせ技で正しく表現する必要があります。このとき、財務情報と非財務情報は個々に独立しているのではなく、互いに連携が取れた統合的な情報であることが求められ、また非財務情報についても、財務情報と同様の「量」「質」とそれらを支える情報の「信頼性」を備えていることが求められます。

本稿の「II 非財務情報に関する潮流」では、「1 開示規制・フレームワークの動向」と「2 企業価値への影響」という側面から非財務情報の潮流を捉え、「III 非財務情報に関する潮流への対応策」において、企業が直面する課題とその対応策の入口について、サステナビリティに係る難解な文言を避け、平易な表現で考察します。なお、文中における意見は全て筆者の私見であることをあらかじめ申し添えます。

II 非財務情報に関する潮流

1 開示規制・フレームワークの動向

現在グローバルおよび日本国内において非財務情報の開示を取り巻く動向が大きく変容しており、非財務情報開示の法規制対応が複雑になりつつあります。直近では、主に、グローバル、国内、欧州、そして米国において開示規制・フレームワークに動きがあるため、その動向から簡単におさらいします。

(1) グローバル

グローバルの開示規制・フレームワークについては、特にIFRS財団の動きが注目されます。サステナビリティ報告基準開発を求める声の高まりを背景に、IFRS財団は2021年11月にISSB（国際サステナビリティ基準審議会）を設立しました。その後ISSBは、サステナビリティに関連した財務情報を資本市場に提供するための包括的なグローバルベースラインとなる基準の発行を目的に、「全般的な要求事項」「気候変動に関する基準」の公開草案を2022年3月に公表しました。ISSBは、このベースラインが各法域の基準に含まれるよう、他の国際機関や各法域と緊密に協力して基準設定を進めています。

(2) 日本国内

国内の動向としては、特に、SSBJ（日本サステナビリティ基準委員会）と金融庁の動きが注目されます。SSBJは「国際的なサステナビリティ開示基準の開発への貢献」と、「国内のサステナビリティ開示基準の開発」の2点を目的として、2022年7月1日に設立されました。国内のサステナビリティ

開示基準の開発については、SSBJが開発するサステナビリティ開示基準の法令上の枠組み等が当局にて検討されています。

また、2023年1月31日に、金融庁は、有価証券報告書および有価証券届出書（以下、有価証券報告書等）の記載事項について、主に、「サステナビリティに関する企業の取組みの開示」と「コーポレートガバナンスに関する開示」を改正する「企業内容等の開示に関する内閣府令」等の改正を公表しました。有価証券報告書等において、「サステナビリティ情報」の記載欄の新設や、人的資本・多様性に関する開示やコーポレートガバナンスに関する開示の拡充が、2023年3月31日以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書等から適用されることになります。

(3) 欧州

欧州の動向としては、欧州企業サステナビリティ報告指令（CSRD）とその開示指針である欧州サステナビリティ報告基準（ESRS）が注目されます。

CSRDは欧州で活動する全ての大企業および上場企業等（中小企業含む）を対象とし、各社のマネジメントレポートでサステナビリティ情報の開示を義務化する予定です。さらに、EU市場における純売上高が大きいEU域外の企業グループについては、親会社連結ベースでのサステナビリティ報告が義務化される予定です。環境保護、社会的責任、従業員の処遇などのESG情報を、ダブルマテリアリティ（企業がサステナビリティ事項に与える影響と、サステナビリティが企業に与える影響）に基づき開示することを要求しています。

CSRDは2022年11月に欧州議会によって採択され、欧州連合理事会で同月に承認されています。具体的な適用は、2024会計年度（2025年報告）以降、順次行われます。また、同月、欧州財務報告諮問グループ（EFRAG）は、欧州委員会（EC）に対して、Draft ESRSを提出しています。ESRSは、分野横断的総論2本、E（環境）5本、S（社会）4本、G（ガバナンス）1本の合計12本で構成されており、別途、付属文書6本で構成されています。今回提出されたものは「Set1」と呼ばれており、今後、EFRAGは、業界固有基準等を開発していく予定です。

(4) 米国

米国の動向としては、SEC（米国証券取引委員会）の動きが注目されます。2020年8月にSECの改正規則により人的資本開示として、人的資本についての説明と、会社が事業を運営する上で重視する人的資本の取り組みや目標の記載を要

求しており、これらについては、2023年にも改訂が予定されています。また、2022年3月21日に、気候関連の企業情報の開示を、米国内外の全てのSEC登録企業に義務化する提案を公表しており、2023年4月に最終化予定です。提案された内容は、TCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）提言、GHG（温室効果ガス）プロトコルを参考とした内容となっています。

(5) 保証を巡る動向

SECが公表した気候変動開示規則案、および欧州が公表したCSRDでは、第三者保証の要求が含まれています。当初は限定的保証の要求に留まりますが、段階的に合理的保証を要求する予定です。

IAASB（国際監査・保証基準審議会）は、保証業務に関する基準「国際保証業務基準第3000号（ISAE 3000）」を策定しており、近年の非財務情報に対する保証業務への関心の高まりから、ISAE 3000の適用に関するガイダンスも公表しています。また、IAASBは2022年9月のボード会議で、サステナビリティ情報の包括的保証基準であるISSA 5000の策定プロジェクトを承認した旨を公表しています。

2 企業価値への影響

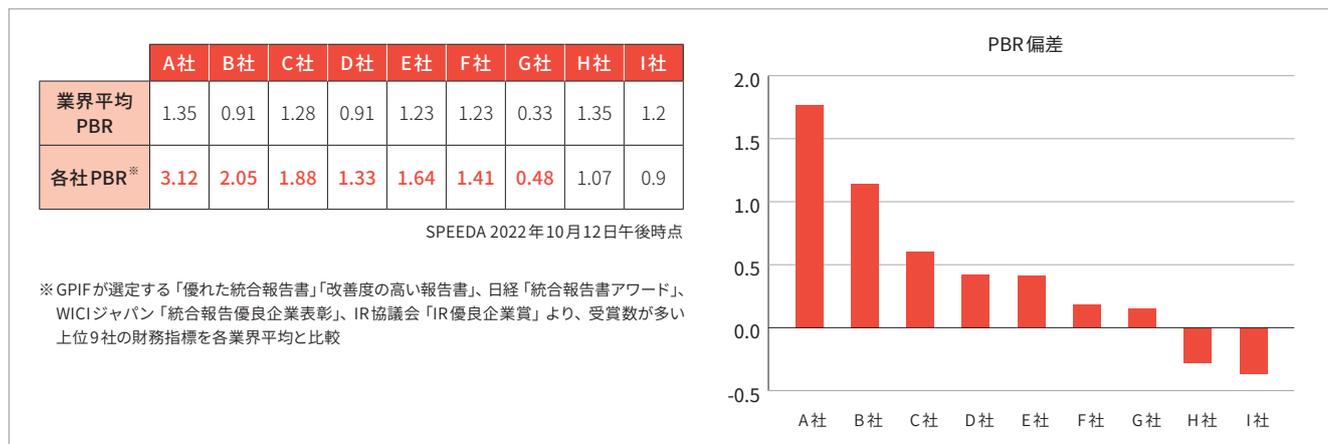
非財務情報は財務情報を補完するものとして、企業の持続的な成長に不可欠なものです。このため、財務情報と同様に、非財務情報についても、ステークホルダーに対して質量兼備した透明性の高い情報開示を行い、そこから得られるステークホルダーからのインサイトやフィードバックを経営に活かすことが、持続的な企業価値の向上につながると考えます。企業価値を向上させるには、(1) レポートिंगの向上（企業の実力を正しく評価してもらう）と、(2) パフォーマンスの向上（企業の実力を上げていく）という2つの動きが不可欠です。

(1) レポートिंगの向上

非財務資本はいまや企業価値の大半を構成する競争優位構築の源泉となっています。この情報が投資家をはじめとするステークホルダーに正しく伝わらない限り、本来の企業価値のとおり評価されません。

図表1は、非財務情報を含む開示における優良企業と同業他社とのPBR（株価純資産倍率）を比較したものです。この図表からも分かるように、開示の質とPBRには正の相関関係

図表1：開示優良企業と同業他社のPBR比較



出所：PwC作成

が存在すると推察されます。投資家をはじめとしたステークホルダーに対し、適切にサステナビリティ活動を開示・コミュニケーションすることは、投資家への適切な情報提供を通じて、本来の企業価値に対する正当な評価を取得する第一歩となります。

(2) パフォーマンスの向上

「サステナビリティ」は、企業価値と環境・社会価値の両立を目指すことを指す概念と私たちは考えています。サステナビリティ経営を推進するためには、「環境・社会」と「経済」の関係と構造や、「環境・社会」の問題がどのように自社の市場や供給の能力に影響を与え、社会から企業に対する要請を変化させるのかについて、深く理解する必要があります。サステナビリティ活動がどのようなメカニズムで長期的な企業価値向上につながっていくかを整理し理解しなければ、どのようなサステナビリティ活動がより効果的かを特定し、それらに対する適切な資源配分に関する意思決定を行うことはできません。

企業は非財務情報の開示を通じて投資家やサプライチェーンといったステークホルダーからのインサイトやフィードバックを得ることができます。これらのインサイトやフィードバックには、これまで財務情報を中心とした企業情報の開示から得られていたものとは異なる性質のものが含まれる可能性があります。投資家やサプライチェーンといったステークホルダーからのインサイトやフィードバックを正しく整理し、自社の事業活動や経営方針に対してどのようにサステナビリティを浸透させていくのかを、継続的に検討・対応することが、企業の実力そのものを向上することにつながるものと考えます。

3 まとめ

近年の開示規制・フレームワークの動向から考えられるキーワードとして「非財務情報開示の強制化」「第三者保証の強制化」と、これらに対応するための「情報収集・開示プロセスの改善」の3つがあります。また、企業価値に関しては、企業の実力どおりの正しい評価を得るためのレポートの向上と、企業の実力自体を向上させるためのパフォーマンスの向上が求められるようになっていきます。

これらの潮流を踏まえると企業の事業活動や経営状況を正しく表現するための非財務情報の選択やその開示が必要となり、さらにその非財務情報について、適時・適切な開示のためのプロセスの構築（内部統制の構築を含む）、非財務情報の経営判断・経営管理への取り組みが必要になってくると言えます（図表2）。

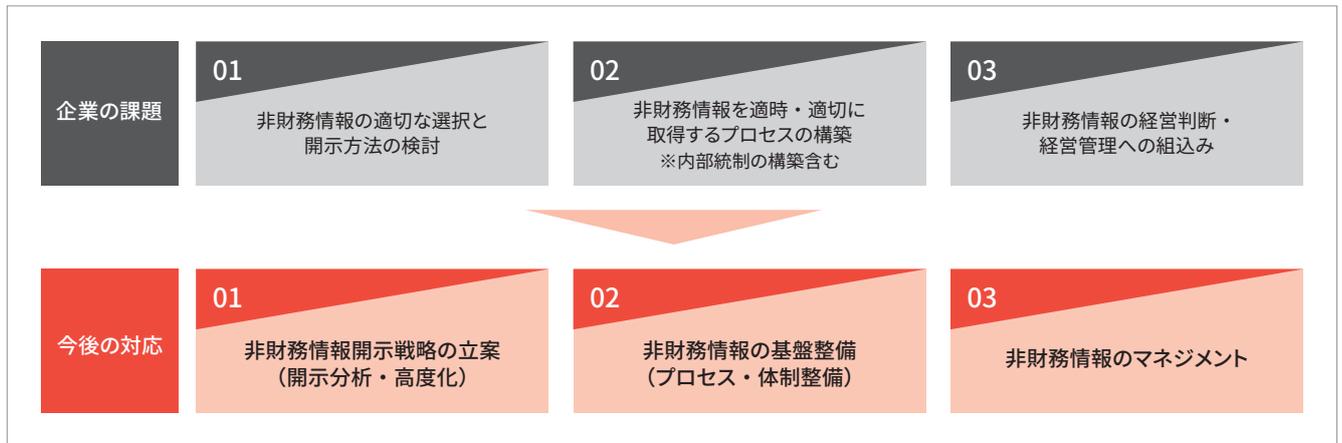
III 非財務情報に関する潮流への対応策

ここでは上述の非財務情報に関する潮流から必要となる、「1.非財務情報開示戦略の立案」「2.非財務情報の基盤整備」「3.非財務情報のマネジメント」の3点について、主な課題・検討事項と対応策を簡単に紹介します。

1 非財務情報開示戦略の立案に関する主な課題・検討事項と対応策

非財務情報の開示規制・フレームワークの整備が進んでい

図表2：非財務情報に関する企業の課題と今後の対応



出所：PwC作成

ますが、単に自社の開示と比較するだけに留まらず、これを機会に中長期的な開示戦略を検討することが望ましいと考えられます。自社のメッセージをステークホルダーに明確に伝えることが、「対話」を始めるトリガー（きっかけ）となり、対話からのフィードバックを経営に反映させることで、企業価値の向上に資することになります。このとき想定される主な課題・確認事項とその対応策は、例えば以下のようなものです。

- **開示規制・フレームワークの動向モニタリング体制の整備**：開示規制・フレームワークへの対応は、単なる開示対応だけでなく、その基盤整備についての対応が必要となり、適用までに多数かつ複雑なタスクが発生する可能性があります。このため、開示規制・フレームワークの動向を適時に網羅的に把握し、その内容を正確に理解し、自社に適用されるかどうかをモニタリング・分析する機能が必要となります。
- **開示規制・フレームワーク対比の開示情報の充足性分析**：法規制や開示フレームワークに基づく開示項目に対して、自社がどこまで開示できているかを分析します。この分析の軸には、自社が適用を受ける開示規制を含めることが必須であり、任意開示項目については自社のサステナビリティ方針等に基づいて選択します。また、格付機関が重視する開示項目に注目して、自社の開示状況を棚卸する方法も考えられます。

さらに、その分析結果を受けて、開示できている項目に関する開示集計プロセスの効率性等の検証や、開示できていない項目に関する自社のサステナビリティ活動の有無の確認や、開示集計上の障害（データ収集の限界、部門

間連携の不足、担当部門のリソース等）を整理し、課題の洗い出しとその対応策を検討することが有効です。

- **各開示媒体の位置づけ／制度開示資料の開示内容の整理**：企業は自社のあるがままの姿を正確に、効果的に開示することが重要ですが、そのコミュニケーションが企業からの一方通行となるべきではありません。開示規制・フレームワークの要求事項の充足に留まらず、ステークホルダーとのコミュニケーションを通じて、ステークホルダーの要求する項目を開示することが、企業価値の向上という観点でも重要です。

また、企業は自社のウェブサイトの他、法定開示資料、統合報告書・サステナビリティ報告書・TCFDレポートといった報告書類を作成していますが、これらが、投資家をはじめとするステークホルダーにとって効率的な情報開示になっているのかも重要なポイントです。

- **中期開示計画の策定**：非財務情報の開示は、財務情報のような作成スケジュールがルール化されているわけではなく、開示するタイミングや頻度も企業によって異なります。また「サステナビリティ発表会」といった定期的な投資家とのコミュニケーションが存在しない企業も見受けられます。KPIとして定めた非財務情報・指標について、目標と実績との比較による達成度合いの評価や、定めた開示内容について、年間を通じた計画的な開示スケジュールの策定や開示内容の整理等、場当たりのコミュニケーションを計画することが重要です。

2 非財務情報の基盤整理に関する主な課題・検討事項と対応策

非財務情報の開示拡充や経営意思決定への利用拡大の推進には、非財務情報の信頼性を確保しなければなりません。それには財務情報と同様に、管理基盤となる情報収集・処理プロセスを整備することにより、非財務情報の信頼性を向上できると見込まれます。このときに想定される主な課題・確認事項と対応策として、以下のものが考えられます。

- **非財務情報の基盤整備（開示プロセスの高度化・効率化）：**これまでの非財務情報開示の大宗は任意開示であり、第三者保証の対象外であったため、その作成プロセスには多くのマニュアル作業が存在し、属人化された非効率かつ数値を誤るリスクの高いプロセスが存在するケースがありました。非財務情報の質を向上させるために、財務報告と同様に、非財務情報に係るグループ方針に基づき、グループ会社、あるいは必要であればバリューチェーンを含む各拠点からの情報収集をパッケージ化し、機械的かつ適時に情報を収集・作成する仕組みを整える必要があります。この仕組みは一時に完成するものではなく、また開示規制・フレームワークも今後改訂が加わることを踏まえ、PDCAを構築した上で、継続して改善活動を行うことも視野に含めるべきだと考えられます。
- **内部統制の構築・運用の強化：**財務報告に係る内部統制制度（J-SOX）が導入されて10年以上が経過し、内部統制の整備・運用が定着化しています。しかし、非財務情報に関する内部統制の導入は進んでいません。非財務情報に関する内部統制の構築については、当該情報の開示等に係る国内外における議論を踏まえて検討されるべきとの問題提起もなされており、将来的に、内部統制報告制度に含められる可能性もゼロではありません。財務報告に係る内部統制と同様に、非財務情報開示に係る内部統制においても、その開示プロセスを正確に棚卸しし、可視化した上で、適切な内部統制の構築および文書化（業務記述書、フローチャート、RCM：リスク・コントロール・マトリクス）を実施する必要があります。
- **内部監査の実施：**内部監査部門では組織全体のリスクにフォーカスした内部監査の実施等、内部監査の実効性を確保することが求められています。最近では、データナリティクス等の最新のテクノロジーやメソドロジーの利用が求められるようになってきました。今後はサステナビリティ活動や非財務情報開示に関しても、業務執行部門・

管理部門である1線・2線だけの対応に留まらず、3線である内部監査部門における内部監査の対象としていくことが、会社としての非財務情報の信頼性に寄与するものと考えます。

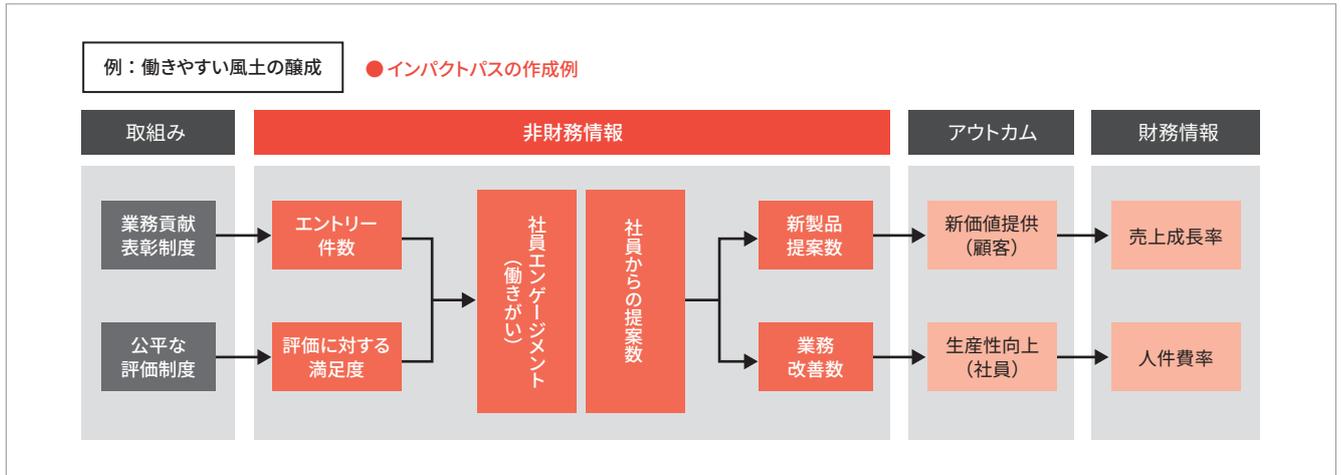
そのためには、内部監査部門が会社としてのサステナビリティの方針と活動を理解した上で、開示規制・フレームワークから求められている開示項目において、どのような検討を経て、自社がどの開示項目を選択して開示しているのかを把握する必要があります。さらにその開示情報がどのようなプロセスで作成されているかを正しく理解した上で、非財務情報とプロセスに潜むリスクを棚卸しし、リスクベースの監査計画を策定すべきです。また、内部監査部門からの1線・2線に対する指摘・改善提案を通じて、会社全体のサステナビリティ活動の振り返りや、非財務情報開示に関する信頼性の重要性についての再認識を促すことも、今後内部監査部門に期待される役割になると考えられます。

3 非財務情報マネジメントに関する主な課題・検討事項と対応策

非財務情報の開示基盤を整えると同時に、その情報をいかに経営に組み込むのかも論点となります。非財務情報マネジメントを考えた場合に想定される主な課題・確認事項と対応策として、以下のようなものがあります。

- **経営戦略との連動の検討：**企業は開示すべき情報の整理に着手することが求められます。開示規制・フレームワークの開示要求に対して充足した情報を開示することは企業開示の第一歩となりますが、もともと企業には、サステナビリティに関する重要課題の整理やその重要課題に紐づく企業内のサステナビリティ活動の特定、その活動に対する自社固有のKPIの設定が求められています。こうしたKPIの情報を開示することが、企業の実力を正確に評価してもらい、ひいては企業の実力そのものを向上させるためにも重要になります。
- さらに、設定したKPIに関する情報・実績値を正しく、定期的に収集・分析し、マネジメント層がそれらを正確に理解し、企業の事業活動や経営方針にフィードバックしていくことが求められます。また、これまで開示してこなかった情報を開示することで、投資家やサプライチェーンからのインサイトやフィードバックは、これまで以上に多種多様な、深みのあるものになる可能性があり、これらの

図表3：非財務情報の社会的アウトカムと財務情報への紐づけ例



出所：PwC作成

インサイトやフィードバックを活かすことも重要です。

理念体系を頂点として、重要課題、目標・KPIを一貫した形で定義することは、サステナビリティ経営に必要な資源配分の最適化につながります。冒頭に述べたとおり、非財務情報は財務情報と互いに連携し、整合的であるべきです。このため、これらのKPIは企業の事業活動や経営方針と同じベクトルを向いて設定されるべきであり、中期経営計画への非財務情報の取り組みも求められると考えます。サステナビリティに関する活動と非財務情報を紐づけ、社会的なアウトカムと財務情報へのインパクトパスの整理も有効です(図表3)。

IV おわりに

財務情報と非財務情報は互いに連携し、整合性のある情

報であり、両者が一体となって企業のあるがままの姿を映し出すことが期待されています。そのため、非財務情報も財務情報と同様に、投資家をはじめとするステークホルダーにとっての「質」「量」を確保する必要があり、それらを支える情報の信頼性についても担保されていなければなりません。

特にグローバルに事業展開する企業は複数の開示規制・フレームワークを同時に検討・対応を進める必要がありますが、ここでは、それぞれの開示規制・フレームワークに対して個別に、都度、検討・対応をするのではなく、自社の事業活動や経営状況に照らして、「企業のあるべき開示の全体像とは何か?」を再度見直すことも必要となるでしょう。

サステナビリティへの対応は企業戦略の立案から、情報開示までの一連のプロセスの中で行われる必要があります。まずは自社の開示情報の分析や開示プロセスの棚卸しと可視化といった点から着手されるのも、今後のサステナビリティ対応の第一歩としては有効ではないかと考えます。

片山 喬博 (かたやま たかひろ)

PwCあらた有限責任監査法人 財務報告アドバイザー一部ディレクター

2008年あらた監査法人入所。金融機関・非金融企業に対して、IFRS導入支援および導入後の効率的な決算運営に係る実施支援、組織再編・買収案件後の統合後の部門・決算統合支援業務、外国証券取引所への上場支援、内部監査の高度化支援等を実施。現在は、ESG開示規制(TCFD、コーポレートガバナンス・コード、SASB等)への対応・開示分析支援、開示情報の収集プロセスの改善支援、ESG内部監査の監査プロセスの設計支援を手掛ける。

メールアドレス：takahiro.katayama@pwc.com

有価証券報告書における気候変動開示の分析



PwCあらた有限責任監査法人
財務報告アドバイザー部
シニアマネージャー 吉岡 小巻

はじめに

有価証券報告書において、サステナビリティに関する企業の取り組みの開示の記載を行うことが、2023年1月31日に金融庁が公表した「企業内容等の開示に関する内閣府令」等の改正で提言されています。

改正後の「企業内容等の開示に関する内閣府令」等の規定は、2023年3月31日以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書等から適用となっているため、開示に備えて準備しておくことが必要となります。

サステナビリティ全般に関する開示については、主に以下の内容を開示するよう提言されています。

- 有価証券報告書等、「サステナビリティに関する考え方及び取組」の「記載欄」を新設
- 「ガバナンス」と「リスク管理」を必須記載事項とする
- 「戦略」と「指標及び目標」について、重要性に応じて記載を求める
- サステナビリティ情報を有価証券報告書等の他の箇所に含めて記載した場合、サステナビリティ情報の「記載欄」において当該他の箇所の記載を参照できる

また、有価証券報告書におけるサステナビリティ開示について検討している金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」が2022年10月4日から再開され、具体的な開示の内容などの議論が始まりました。

本稿では、このような動向を踏まえ、すでに気候変動情報を任意開示している企業の開示状況、開示内容の業種別傾向について紹介します。

なお、文中における意見は全て筆者の私見であることをあらかじめ申し添えます。

1 コーポレートガバナンス・コード改訂

2022年4月から東京証券取引所は、「プライム市場」「スタンダード市場」「グロース市場」という3つの新しい市場区分に再編され、始動しています。

市場区分の再編に先駆け、2021年6月にコーポレートガバナンス・コードが改訂され、プライム市場に上場する企業にはより高いガバナンス水準が求められ、気候変動などの地球環境問題へ配慮するよう、サステナビリティを巡る課題への取り組みおよび開示が求められています。プライム市場上場企業は、気候変動に係るリスクおよび収益機会が企業の事業活動や収益等に与える影響について、「気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD：Task Force on Climate-related Financial Disclosures）」またはそれと同等の枠組みに基づく開示の充実が求められることとなりました。

TCFDは2017年6月に、年次の財務報告において財務に影響のある気候関連情報の開示を推奨する報告書を公表しました。TCFDは、「ガバナンス」「戦略」「リスク管理」「指標及び目標」という4つの枠組みでの開示を推奨しています。このうち「ガバナンス」および「リスク管理」は全ての企業に対して開示を推奨しており、「戦略」および「指標及び目標」については、企業にとって重要性が高い場合に開示することが推奨されています。各枠組みの定義については、本特集の記事「人的資本開示を取り巻く動向」をご参照ください。

4つの枠組みでの開示および全ての企業に対して推奨開示される項目（「ガバナンス」および「リスク管理」）は、「企業内容等の開示に関する内閣府令」等の改正と同じ枠組みとなります。

このようなTCFD提言に基づく開示を行っている企業を分析することは、「企業内容等の開示に関する内閣府令」等で提言されている開示の検討に有用であると考えられます。そこで私たちは、有価証券報告書でTCFD提言に基づく開示を

行っている企業数の前期比較、業種別の開示状況を分析しました。

2 有価証券報告書におけるTCFD提言に基づく開示の増加（2022年3月期）

2022年3月期^{※1}において、TCFD提言に基づく開示を行った企業は420社となり、前期（2021年3月期）の130社と比較して大幅に増加しました（図表1）。これは1で述べたように、2021年6月におけるコーポレートガバナンス・コード

の改訂が関係していると考えられます。

非金融業

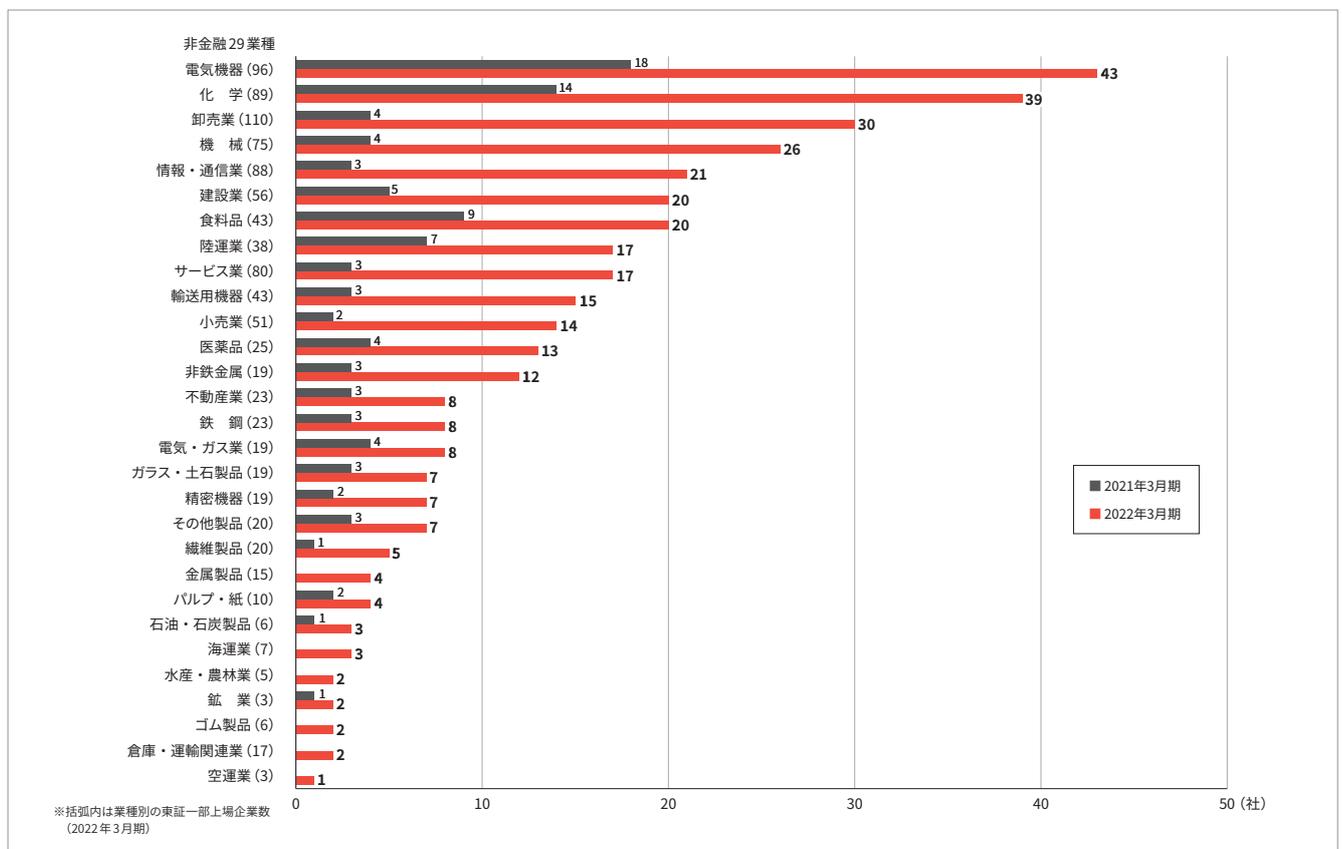
非金融業に関して、業種別に開示企業数を前期と比較すると図表2のようになりました。いずれの業種においても、前期よりも開示企業が増加しており、「金属製品」「海運業」「水産・農林業」等に属する企業は、2021年3月期には1社もTCFD提言の開示を行っていませんでしたが、2022年3月期からTCFD提言に基づく開示を行っています。

図表1：TCFD提言に基づく開示を行っている企業の割合（年度別）

	2022年3月期			2021年3月期		
	東証一部上場企業数	開示企業数	開示割合	東証一部上場企業数	開示企業数	開示割合
金融業	117社	60社	51%	117社	28社	24%
非金融業	1,028社	360社	35%	1,036社	102社	10%
合計	1,145社	420社	37%	1,153社	130社	11%

出所：PwC作成

図表2：業種別の開示企業数の推移（非金融業）



出所：PwC作成

※1 東証一部上場企業のうち大手監査法人が監査している企業は、1,677社（金融業119社、非金融業1,558社）であり、そのうち3月決算企業は、1,145社（金融業117社、非金融業1,028社）です（2022年3月末時点／出所：PwC作成）。

TCFD提言に基づく開示を行っている業種として、最も多かったのは「電気機器」(43社)であり、「電気機器」に属する企業には、IFRSを適用している企業が多いことが特徴として挙げられます。これは、気候関連リスクなどのリスクに関連する事項が、現行のIFRSにおいて対応できる部分が多いことが影響していると推察されます。その次に企業数の多かった業種は「化学」(39社)であり、「化学」は産業別のCO₂排出量上位業種に該当することもあり、TCFD賛同企業数も多いことが特徴的です。

金融業

金融業に関しても、業種別に開示企業数を前期と比較すると図表3のような状況となります。4業種のうち3業種において、前期よりも開示企業が増加しています。

次に、有価証券報告書におけるTCFD提言の開示内容について紹介します。

3 TCFD提言に基づく有価証券報告書における開示内容の分析

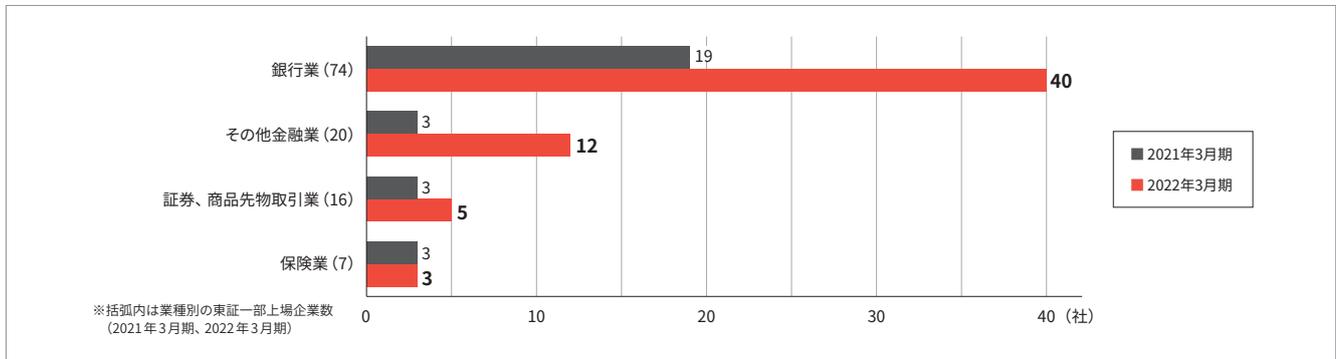
有価証券報告書において、実際にどのようにTCFD提言に基づく開示を行っているか、図表4に挙げている5分類で行いました。

分類①「TCFD提言への賛同などの言及のみ」から分類④「TCFD提言に基づく推奨開示」に近づくにつれ、開示内容が拡充されています。分類①から分類⑤の開示状況は以下のとおりです。

非金融業

2021年3月期と2022年3月期を比較すると、TCFD対応について開示している企業は102社から360社に増加しています(前掲図表1)。そのうち、TCFD提言に基づく推奨開示項目に沿って開示している企業(分類④)は、2021年3月期の8社から2022年3月期には98社に大幅に増えており、TCFDに基づいて開示する気候変動に係る情報の質と量を充

図表3：業種別の開示企業数の推移(金融業)



出所：PwC作成

図表4：有価証券報告書におけるTCFD開示内容の分類

開示分類	開示内容(例)	開示状況の拡充
分類① TCFD提言への賛同などの言及のみ	<ul style="list-style-type: none"> TCFD提言への賛同 気候変動リスクに関する情報開示への取り組み 脱炭素社会、CO₂排出量削減への取り組みの推進 	定性文のみ
分類② CO ₂ 、GHG(温室効果ガス)排出量の削減目標を開示	<ul style="list-style-type: none"> 2050年度までの温室効果ガス排出量の削減に関する数値目標および経過目標 現時点での目標値に対する進捗(現時点での実績排出量) 	↓
分類③ 移行リスク、物理リスクおよび機会を開示	<ul style="list-style-type: none"> シナリオ分析に基づく、移行リスク、物理リスクおよび機会の開示 リスク、機会の財務影響についての開示 	
分類④ TCFD提言に基づく推奨開示	<ul style="list-style-type: none"> 「ガバナンス」「戦略」「リスク管理」「指標及び目標」の4テーマについて推奨項目に沿って開示 	
分類⑤ その他	<ul style="list-style-type: none"> 有価証券報告書以外のTCFDに基づく情報開示箇所へのリファレンスを明記(統合報告書や会社ホームページなど) コーポレートガバナンス体制やサステナビリティ体制において、TCFD提言に関する対応を言及している 	

出所：PwC作成

実させようという動きが見られます。

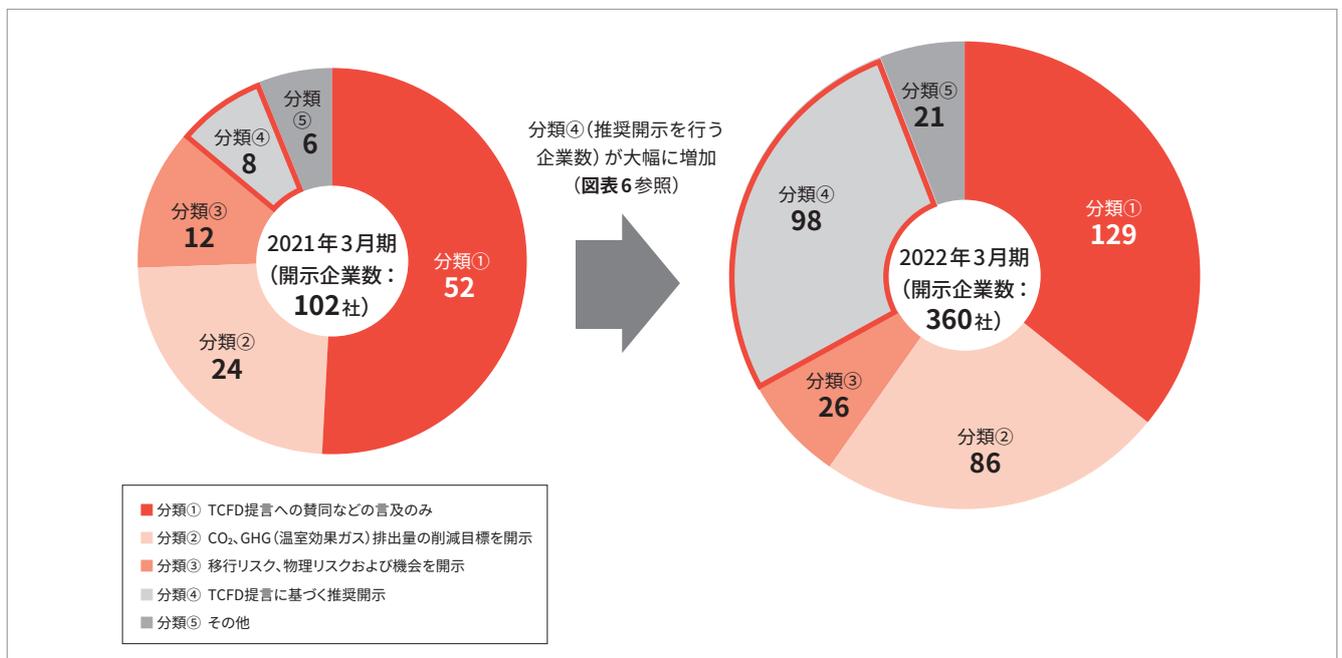
一方、分類⑤「その他」の「有価証券報告書以外のTCFDに基づく情報開示箇所へのリファレンスを明記」する企業は11社ありました。図表5の分類⑤21社の中の約半数(11社)がこのような開示を行っています。

また、「企業内容等の開示に関する内閣府令」等の改正では、サステナビリティ情報を有価証券報告書等の他の箇所に含めて記載した場合には、サステナビリティ情報の「記載欄」において当該他の箇所の記載を参照できることとされています。今後はTCFD開示を、有価証券報告書を含む他の文書へのリファレンスの明記によって行う方法も増加するかもしれ

ません。

TCFD提言に基づく推奨開示(分類④)を行っている企業(2022年3月期98社、2021年3月期8社)の業種別内訳は図表6のとおりです。この98社が適用している会計基準に関しては、日本基準が75社、IFRSが21社、米国基準が2社でした。TCFD提言に基づく推奨開示(分類④)を行っている企業に占めるIFRS適用企業の割合は、調査の対象とした東証一部企業に占める割合と比較して高いことから、IFRS適用企業は積極的なTCFDの開示を行う傾向が高いと考えられます。これは、前述のとおり、気候関連リスクなどのリスクに関連する事項が、現行のIFRSにおいて対応できる部分が多

図表5：開示内容分析(非金融業)

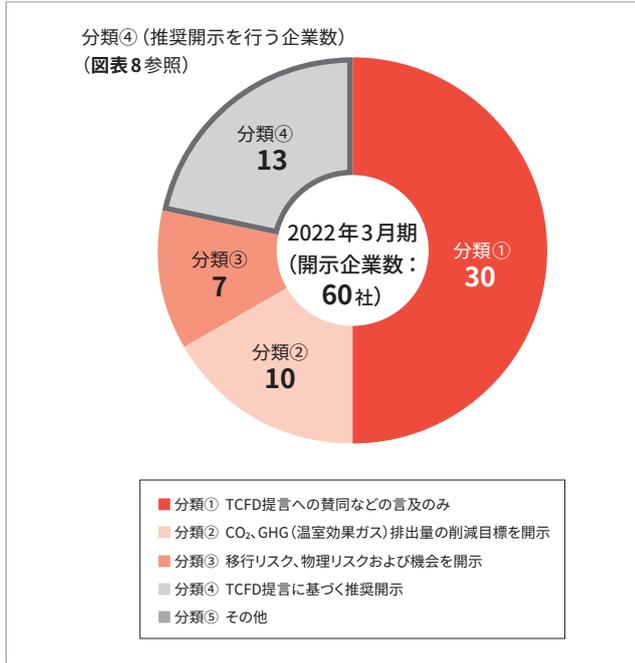


出所：PwC作成

図表6：TCFD提言4テーマに基づく情報開示(分類④)を行っている業種の内訳(非金融業)

業種	東証一部上場企業数	2022年3月期	2021年3月期
電気機器	96社	20社	3社
食料品	43社	9社	1社
陸運業	38社	5社	—
精密機器	19社	4社	—
その他製品	20社	4社	1社
医薬品	25社	3社	—
繊維製品	20社	2社	—
非鉄金属	19社	2社	—
金属製品	15社	2社	—
ゴム製品	6社	2社	—
その他業種	727社	45社	3社
合計	1,028社	98社	8社

図表7：開示内容分析（金融業）



出所：PwC作成

図表8：TCFD提言4テーマに基づく情報開示を行っている業種の内訳（金融業）

業種	東証一部 上場企業数	2022年3月期	
		開示企業数	開示割合
銀行業	74社	9社	12%
その他金融業	20社	2社	10%
証券、商品先物取引業	16社	—	—
保険業	7社	2社	29%
合計	117社	13社	11%

いことが影響していると推察されます。

金融業

2022年3月期に有価証券報告書において、TCFD提言に基づく開示を行った企業を分類①～⑤に分けると、図表7のようになりました。

金融業では、60社のうち半分の30社がTCFD提言への賛同などの言及のみ（分類①）を行っており、推奨開示（分類④）を行っている企業は13社でした。非金融業と比較すると、有価証券報告書においてTCFD開示の推奨開示を行っている金融業はまだ限定的です。

TCFD提言に基づく推奨開示（分類④）を行っている企業13社の業種別の内訳は図表8のとおりです。非金融業と比較すると、分類④を行っている企業の割合はまだ少なく（22%、非金融業は27%）、気候変動に係る情報の質と量を今後充実させていく必要があると考えられます。

4 おわりに

2022年3月期においては、有価証券報告書におけるTCFD提言に関する情報開示の拡充への取り組みが進んでいることが分かりました。この傾向は、今後さらに進んでいくと考えられます。

主に連結財務諸表等の財務情報が開示されている有価証券報告書の「経理の状況」において、調査した企業のうち1社ではありましたが、TCFDに基づく開示を行っていました。注記の「金融商品に係るリスク管理体制」セクションにおいて、気候変動リスクが事業、財政状態および経営成績に悪影響を及ぼす可能性について言及していました。

さらに、2022年3月期の有価証券報告書に含まれる監査報告書の「監査上の主要な検討事項」に関しては、調査対象企業のうち、気候変動に関連した事項を5社が言及していました。固定資産の減損評価、繰延税金資産の回収可能性の評価を行う際に、気候変動の影響を検討することなどが記載されています。

このように、連結財務諸表の注記においても、気候変動が及ぼす影響について開示を行う企業が現れ、監査上の主要な検討事項として気候変動の影響が取り上げられる例が出てきており、今後ますます有価証券報告書での気候変動関連の開示が増えていく傾向が前期と比較して高まっていくと考えられます。

そして、2023年3月期の有価証券報告書から、サステナビリティ情報を記載する記載欄が新設され、少なくとも「ガバナンス」と「リスク管理」は全ての企業が開示する必要があるため、まだ準備が進んでいない企業におかれては早急に準備をすることが必要です。

吉岡 小巻（よしおか こまき）

PwCあらた有限責任監査法人 財務報告アドバイザー一部
シニアマネージャー

2006年よりあらた監査法人（現PwCあらた有限責任監査法人）にて、国内上場企業、外資系国内企業等の監査、US-SOX・J-SOX監査業務に従事。現在の財務報告アドバイザー部へ異動後は、アドバイザー業務に軸足を置き、主にIFRS導入プロジェクト等を提供。2011年から2013年にかけて日本公認会計士協会のIFRSデスクに出向。帰任後は、財務、非財務（TCFD対応、CDP対応、SCOPE3測定支援等）を問わずレポーティングに関するアドバイザー業務を幅広く手掛ける。

メールアドレス：komaki.yoshioka@pwc.com

人的資本開示を取り巻く動向



PwCあらた有限責任監査法人
サステナビリティ・アドバイザー一部
ディレクター 中村 良佑

はじめに

ある会社が従業員に対して給与を支払った場合、そのコストは費用として処理されます。会計や簿記に少しでも知見があれば不思議に思うことはありません。

しかし、後述する「人的資本可視化指針」では以下のよう
に述べられています。

「これまで、自社の人的資本への投資は、財務会計上その大
宗が費用として処理されることから、短期的には利益を押し
下げ、資本効率を低下させるものとしてみなされがちであっ
た。そのため、企業による資本効率向上のための努力が重ね
られる中、足下の利益を確保するために人的資本への投資は
抑制されたり、後回しにされたりしやすい構造にあった」

もちろん、このことをもって資本市場の発展に対する会
計や簿記の役割が否定されるものではありません。しかし、
S&P 500に属する企業において企業価値に占める無形資産の
割合が9割を占めるという論考^{※1}もある中で、無形資産の担
い手といえる人的資本への投資は企業価値に直結することか
ら、その情報を投資家をはじめとしたステークホルダーへ適
切に開示することが重要であるという認識が広がっています。

本稿では日本を中心とした人的資本開示を取り巻く動向を
俯瞰するとともに、企業に求められる対応について考察しま
す。

なお、文中における意見は全て筆者の私見であることをあ
らかじめ申し添えます。

I 人的資本をめぐる動向

1 人的資本可視化指針（日本）

2022年8月に内閣官房は「人的資本可視化指針」（以下、
可視化指針）を公表しました。この指針は、人的資本に関す
る情報開示の在り方に焦点を当て、既存の基準やガイドライ
ンの活用方法を含めた対応の方向性について包括的に整理
した手引とされています。また、本指針と「人材版伊藤レポ
ート」および「人材版伊藤レポート2.0」を併せて活用するこ
とで、人材戦略の実践（人的資本への投資）とその可視化の相
乗効果が期待できる、とされています。

可視化指針および人材版伊藤レポートの概略は**図表1**の
とおりです。

可視化指針では人的資本の可視化方法が**図表1**の左側に
ある①～③の3つのステップで述べられています。加えて、
図表2にあるとおり、可視化に向けた具体的なアクションが
「基盤・体制確立編」と「可視化戦略構築編」の2つに区分
されたうえで、有価証券報告書および任意開示への落とし込
みについて記載されています。

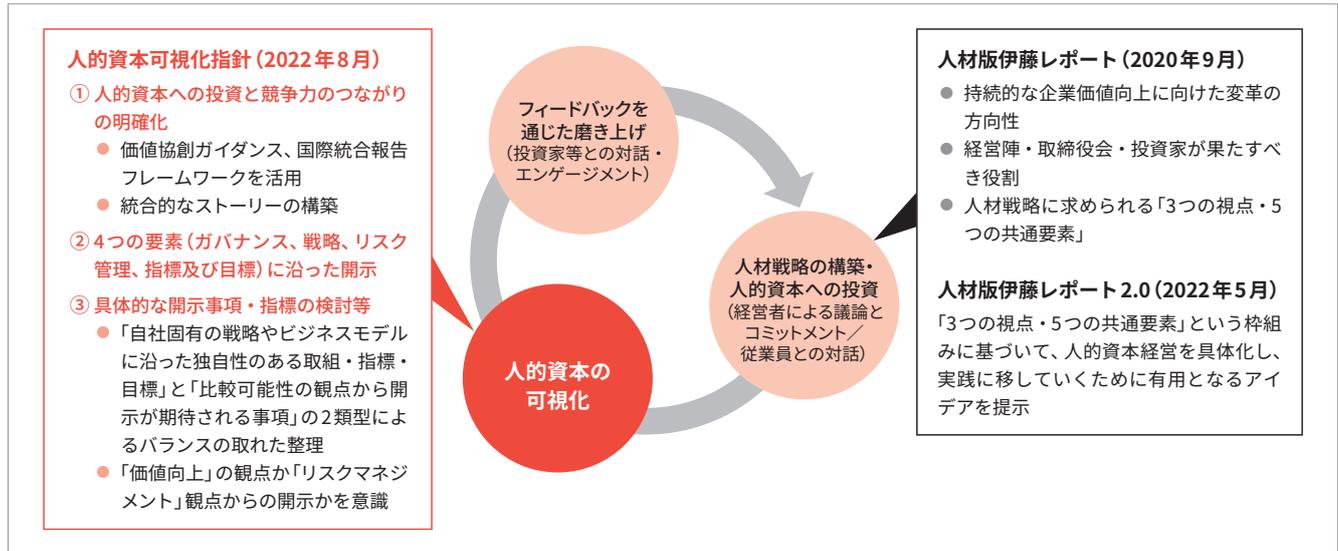
また、可視化指針では、最初から完成度の高い人的資本の
可視化を行うのではなく、「できるところから開示」を行った
うえで、投資家等のステークホルダーからの開示へのフィ
ードバックを受け止めながら、人材戦略やその開示をブラ
ッシュアップしていくことが非常に重要だと考えられています。

2 企業内容の開示に関する内閣府令等（日本）

本特集の他の論考でも触れられているとおり、2023年1月
31日に「企業内容の開示に関する内閣府令（以下、開示府
令）」「企業内容等の開示に関する留意事項について」が改正

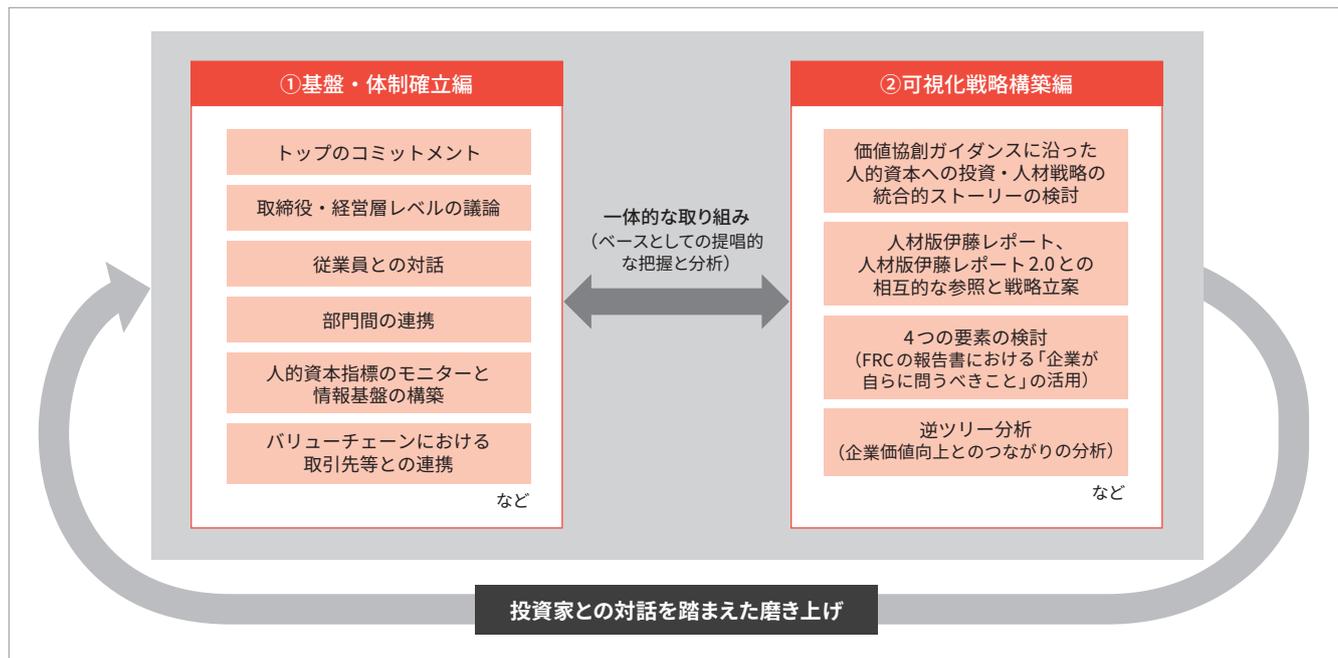
※1 Intangible Asset Market Value Study (Ocean Tomo)
<https://www.oceantomo.com/intangible-asset-market-value%20study/>

図表1：可視化指針および人材版伊藤レポートの概略



出所：「人的資本可視化指針」「人材版伊藤レポート」「人材版伊藤レポート2.0」をもとに作成

図表2：可視化に向けたステップ



出所：「人的資本可視化指針」を一部加工

されるとともに、「記述情報の開示に関する原則」の別添資料^{※2}が公表されました^{※3}。

人的資本開示に関連する改正内容の概要は図表3のとおりです。

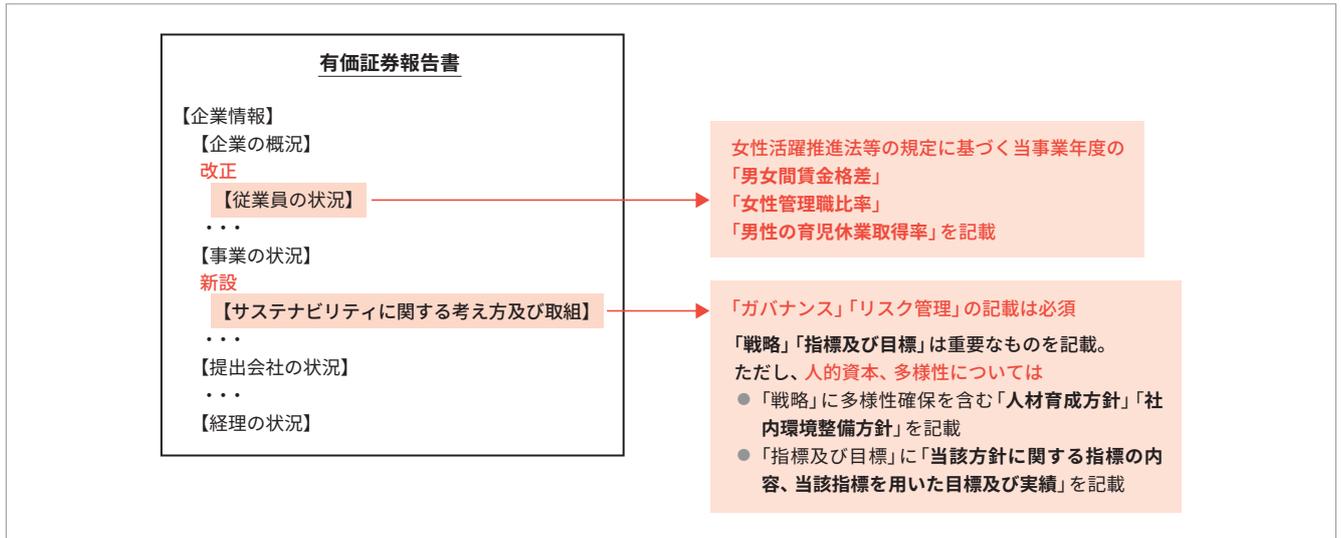
※2 サステナビリティ情報の開示における考え方および望ましい開示に向けた取り組みを取りまとめたものであり、「重要性（マテリアリティ）」の考え方を含め、今後原則が改訂される可能性がある。

※3 <https://www.fsa.go.jp/news/r4/sonota/20230131/20230131.html>

(1) 従業員の状況

改正後の開示府令では有価証券報告書に、いわゆる女性活躍推進法等で規定されている「男女間賃金格差」「女性管理職比率」および「男性の育児休業取得率」を記載することとされています。また、記載が義務づけられているのは女性活用推進法の規定により当該指標を公表している会社とされています。ただし、「記述情報の開示に関する原則」の別添資料では、これらの多様性に関する指標については、投資判断

図表3：改正後開示府令の内容（人的資本開示に関連する部分のみ）



出所：PwC作成

に有用である連結ベースの開示に努めるべき旨が記載されています。

なお、これらの情報に加えて任意の追加的な情報を追記することも認められています。

(2) サステナビリティに関する考え方及び取組

有価証券報告書の前段に「サステナビリティに関する考え方及び取組」の欄を新設したうえで、「ガバナンス」「リスク管理」については必ず記載し、「戦略」「指標及び目標」のうち、重要なものについて記載することとされています。

なお、これらの事項は以下のとおり定義されています。これらは本特集の「有価証券報告書における気候変動開示の分析」(p.12) で取り上げたTCFDがベースとなっており、その内容をサステナビリティ全体に拡張したものとなります。

図表4：開示府令における定義

項目	定義
ガバナンス	サステナビリティ関連のリスク及び機会を監視し、及び管理するためのガバナンスの過程、統制及び手続
リスク管理	サステナビリティ関連のリスク及び機会を識別し、評価し、及び管理するための過程
戦略	短期、中期及び長期にわたり連結会社の経営方針・経営戦略等に影響を与える可能性があるサステナビリティ関連のリスク及び機会に対処するための取組
指標及び目標	サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する連結会社の実績を長期的に評価し、管理し、及び監視するために用いられる情報

出所：筆者作成

ただし、人的資本については重要か否かにかかわらず、以下を記載することとされています。

- **戦略**：人材の多様性の確保を含む「人材の育成に関する方針」および「社内環境整備に関する方針」（例：人材の採用および維持ならびに従業員の安全と健康に関する方針）
- **指標及び目標**：上記に記載した各方針に関する指標の内容、当該指標を用いた目標および実績

なお、有価証券報告書の他の箇所上記の情報を記載した場合には、その箇所を参照することが認められています。そのため、「従業員の状況」に記載した指標については、「指標及び目標」において記載する必要はありません。

(3) 記載に関する留意事項

その性質上、サステナビリティ情報に関しては将来情報を含むことが多いですが、記載すべき重要な事項について、一般的に合理的と考えられる範囲で具体的な説明が記載されている場合には、有価証券報告書に記載した将来情報と実際に生じた結果が異なる場合であっても、直ちに虚偽記載等の責任を負うものではない旨、規定されています。

また、サステナビリティ情報について、有価証券報告書の他の箇所を参照できることは前述したとおりですが、当該事項を補完する詳細な情報について、いわゆる任意開示書類を含む他の書類を参照することが認められています。この場合、

参照先の書類に虚偽の表示等があったとしても、直ちに有価証券報告書の虚偽記載等の責任を負うものではない点も併せて規定されています。

(4) 適用時期

改正後の開示府令等は令和5年（2023年）3月31日以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書等から適用されます。ただし、早期適用も認められています。

3 海外における動向

本特集の「非財務情報開示の潮流と対応策」（p.6）に記載したとおり、非財務情報開示の開示基準等に大きな変化が見られます。グローバル、欧州、米国の動向に関しては前述のとおりですが、この他にもISO（国際標準化機構）は2018年12月にISO 30414「社内外に対する人的資本の情報開示のガイドライン」を公表しています。また、WEF（世界経済フォーラム）は2020年9月に公表した「ステークホルダー資本主義の進捗の測定」において「人」に関する指標を含む、21の中核指標と34の拡大指標を提示しています。

II 求められる企業の対応

1 2023年3月期 有価証券報告書対応

前節で述べたとおり、3月決算会社においては次に提出する有価証券報告書から人的資本に関する開示が必要となる可能性が高いことから、早急に準備を始める必要があります。

従業員の状況

今回の開示府令では女性管理職比率等の開示が求められているものの、開示が義務づけられているのは、あくまでも女性活躍推進法等の規定に基づいて当該指標を開示している会社のみです。このため、当該規定を充たす目的であれば有価証券報告書のための追加的な対応は必要ないことになります。

ただし、前述のとおり連結ベースでの情報開示を求める意見もあります。そのため、対応の有無およびその時期は別としても、今後の制度や他社の動向、あるいはステークホルダーのニーズについては引き続き留意する必要があるものと

思料します。

「サステナビリティに関する考え方および取り組み」欄

ESG投資の潮流や、2021年6年のコーポレートガバナンス・コード改訂をきっかけとして、気候変動を中心にサステナビリティに関する取り組みを強化している企業も多く、例えば本特集の「有価証券報告書における気候変動開示の分析」にもあるとおり、TCFD開示が充実する傾向もみられません。

そのため、統合報告書やサステナビリティレポートなどですでに行われている開示を有価証券報告書でも活用することが最も有用と考えられます。また、今後サステナビリティに本格的に取り組む企業であったとしても、開示府令にて開示が必須とされている「人材の育成に関する方針」および「社内環境整備に関する方針」に関しては社内規程等の形で同様の内容が整備されているケースが多いと考えられるので、これらの内容を利活用することが想定されます。

またこのような取り組みは、ステークホルダーのニーズや各媒体の開示時期を踏まえ、開示媒体別にどのような情報を開示するのかを整理する機会ともなり得ます。そのうえで、将来的にはいわば開示戦略（本特集の「非財務情報開示の潮流と対応策」のIII節 ①を参照）に発展させることも視野に入れられるでしょう。

2 中長期的な企業価値の向上に向けて

①では近々の課題である2023年3月期の有価証券報告書開示への対応について述べました。しかし、本論考の冒頭で記載したとおり、人的資本開示の目的が企業価値の向上にあることを踏まえた場合、ゴールとして設定すべきは、規則に沿った開示を行うのではなく、中長期的な取り組みを通じた企業価値の向上だと考えます。

(1) 人的資本と価値創造のストーリー

2013年に国際統合報告フレームワークが公表されて以降、「価値創造のストーリー」という単語がよく聞かれるようになりました。人的資本の文脈に置き換えた場合、例えば可視化指標ではROIC（投下資本利益率）と人的資本がどのように結びついているかを示した逆ROICツリーが紹介されています。このように整理することで、人的資本への取り組みが将来の財務のリターンに結びつくことが明確となり、企業価値の向上に役立つと考えられます。

図表5：可視化指針における開示要求事項の抜粋

領域	開示項目例
育成	研修時間、研修費用、研修受講率、リーダーシップの育成、人材確保・定着の取組の説明
従業員エンゲージメント	自社の方向性に共感し、貢献したいと思う従業員の意欲
流動性	離職率、定着率、新規雇用の総数・比率、採用・離職コスト、後継者有効率、後継者カバー率
ダイバーシティ	属性別の従業員・経営層の比率、男女間の給与の差、育児休業後の復職率・定着率
健康・安全	労働災害の発生件数・割合、死亡者数、健康・安全関連取組等の例
コンプライアンス・労働慣行	深刻な人権問題の件数、業務停止件数、児童労働・強制労働に関する説明

出所：「人的資本可視化指針」を加筆修正

図表6：「企業が自らに問うべきこと」の例

項目	質問（抜粋）
ガバナンスと経営	<ul style="list-style-type: none"> 従業員関連の事項の責任者は誰ですか？ また、従業員関連の事項はどのような頻度で検討されますか？ 取締役会は従業員に関連してどのような情報と指標をモニターしていますか？
ビジネスモデルと戦略	<ul style="list-style-type: none"> 雇用モデルは、自社のビジネスモデルをどのように強化していますか？ 従業員は会社の価値を生み出したり維持したりすることにどのように貢献していますか？
リスク管理	<ul style="list-style-type: none"> 従業員関連のリスクはどのようにモニターされ、管理され、どのように軽減が図られていますか？ 従業員関連の事項を考慮に入れた場合、自社の長期の持続可能性はどのように評価されますか？
指標及び目標	<ul style="list-style-type: none"> 企業文化に関連する事項としてどのような指標がモニターされていますか？ 開示された指標は一貫した計算方法を取っていますか？

出所：「人的資本可視化指針」から一部抜粋

なお、このストーリーを検討するための材料として、可視化指針に記載された各開示基準等の開示要求事項のリストや、参考資料にある「FRCの報告書における『企業が自らに問うべきこと』」をベースにしたディスカッション結果を用いることも有益と考えます（図表5、図表6）。

(2) 前提となる情報の信頼性

本特集の「非財務情報開示の潮流と対応策」で述べているとおり、非財務情報においても信頼性が求められています。人的資本開示も例外ではなく、信頼性を確保するための、内部統制を含む開示プロセスの高度化、効率化、さらには内部監査の実施といった取り組みが求められます。なお、開示プロセスの構築に際しては、人的資本という性質上、秘匿性の高い個人情報への配慮も必要です。

III おわりに

昨今、「グリーンウォッシング」という言葉をよく目にします。これは環境に限ったトピックではありますが、一方で、「人財」あるいは「人を大切にされた経営」といった言葉を掲げる企業が本当にそのおりの経営や取り組みをしていたのか、昨今の報道を見ても首を傾げざるを得ない、いわば「人

材版グリーンウォッシング」のような状況が見受けられます。

本稿では企業価値の向上という点に着目していますが、そもそも人を大切にしているか、という観点は企業価値を語る以前に、社会の公器たる企業のあるべき姿を模索するうえで避けては通れない点ではないかと考えます。適切な人的資本開示をすることが、企業価値の向上だけでなく、企業に関わる多くの人々の幸福に結びつくことを願ってやみません。

中村 良佑 (なかむらりょうすけ)

PwCあらた有限責任監査法人 サステナビリティ・アドバイザリー部
ディレクター

2006年、PwCあらた有限責任監査法人に入所。会計監査業務に従事後、品質管理本部において会計基準の調査・研究や書籍等の執筆に携わる。2012年より、プライスウォーターハウスクーパース株式会社に出向し、IFRSコンバージョン等諸々のプロジェクトに関与。2015年9月帰任後は財務、非財務問わず、レポートに関するアドバイザリー業務を幅広く手掛ける。

メールアドレス：ryosuke.nakamura@pwc.com

第8回

コーポレートガバナンスと監査

— 英国における改革の最新動向 (2022年6月以降 その1)

はじめに

本連載の第2回と第5回で、英国におけるコーポレートガバナンスと監査に関わる改革の動きについて紹介しました。今回（第8回）と次回（第9回）では、2022年6月以降12月までの動向について、2回に分けて紹介していきます。

本稿の目的は、英国政府による意見募集への対応に関する情報を提供し、重要な提案の意味を具体的に理解することにあります。

ただし、本稿の記述は決定されたものではなく、後述する2022年7月に公表された改革に関する財務報告評議会（Financial Reporting Council：FRC）によるポジションペーパー（Position Paper）などの、政府による提案と回答文書に関する解釈に基づいています。

また、最終的な改革がどのようなものになるかについては、依然として不確実性が高く、多くの提案については、さらなる意見募集の対象となる可能性があります。

本稿では、改革について概説（**1**）した後、規制当局FRCから公表されたポジションペーパーを概観します（**2**）。また、改革を実施するための実務的なメカニズムに触れ（**3**）、具体的なスケジュールについても説明します（**4**）。そのうえで次回（第9回）は、**2**で概観したポジションペーパーの扱っている主要テーマを詳説します。なお、本稿の意見にわたる部分は筆者個人のものであり、必ずしも所属する組織のものでないことを申し添えます。

1 英国における改革の流れ

英国におけるコーポレートガバナンス、企業報告および監査体制の強化に関する意見募集への対応は、監査プロダクト（ブライドン^{※1}）、法定監査サービス市場（CMA〔Competition and Market Authority：競争・市場庁^{※2}〕、およびその市場のガバナンス（キングマン^{※3}）に関する3つの独立したレビューに対応する政府の政策的立場を規定しています。政府による対応は、ガバナンス、内部統制および企業報告に関する取締役のそれぞれの責任、財務情報および非財務情報の作成者（通常は職業会計士）、監査人および保証業務の提供者、保険計理人について、法律を制定し、取り上げることを提案しています。

2022年5月31日、英国政府、ビジネス・エネルギー・産業戦略省（Department for Business, Energy and Industrial Strategy：BEIS）は、「監査およびコーポレートガバナンスにおける信頼回復」のための改革に関する意見募集を経て回答文書^{※4}（文書）を公表しました。これは、キングマン、CMA、ブライドンの順に公表された各レビューにおける155件の勧告ほぼ全てを対象とする98件の質問についての意見

※1 https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/852960/brydon-review-final-report.pdf (2023年1月31日閲覧、以下同じ)

※2 https://assets.publishing.service.gov.uk/media/5d03667d40f0b609ad3158c3/audit_final_report_02.pdf

※3 https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/767387/frc-independent-review-final-report.pdf

※4 https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/1079594/restoring-trust-in-audit-and-corporate-governance-govt-response.pdf

募集の結果でした。政府は、金融システムのあらゆる分野のステークホルダーから600件以上の回答を得ました。

政府は、さまざまな施策を通じて政策を実施する意向を示しています。一部には「英国議会を含む英国の立法機関によって可決された主要な法律を表すために使用される一般的な用語」である一次法令(primary legislation)が必要な項目もあり、政府は国王演説(King's speech)に向けたブリーフィングにおいて、議会における時間の確保を条件に、法案の草案作成に向けて作業が始まると指摘しています。

その他の措置については、「議会法(一次法令)によって与えられた権限の下で大臣(または他の機関)によって作成されたもの」を意味する二次法令(secondary legislation)、既存の規制措置(コーポレートガバナンス・コード〔以下、コード〕、基準およびガイダンスを含む)の変更、および市場主導の措置を通じて対処するとします。

回答文書では、受け取った回答から得られたテーマを要約し、政府が2022年5月10日の女王演説(Queen's speech)、二次法令(2006年会社法に基づき国務大臣が有する既存の権限を潜在的に利用)、または新たな規定や強化された規定など、他の方法に記載されているように、一次法令を通じて施策を進める旨が記載されています。

なお、提案の大部分は一定規模以上の公益事業体(PIE)に焦点を当てていますが、これら以外に一部はプレミアム市場上場企業のために、またはFTSE 350だけを対象とした改革も含まれています。

2 FRCによるポジションペーパーの公表

2022年7月12日、FRCは「監査およびコーポレートガバナンスに対する信頼回復のためのポジションペーパー^{※5}」(ポジションペーパー)を公表しました。ここでは、監査・報告・ガバナンス庁(Audit

Reporting and Governance Authority : ARGA)へと移行するのに伴い、政府の所管する改革を支援するための計画の概要が述べられています。一部の改革を実施するために、現行のコード、基準、ガイダンスの体系のどこを改訂し、追加する必要があるかを概説しています。

具体的には5つの広い分野に焦点を当てています。

- 改革を実施するため、現行のコード、基準、ガイダンスの改訂・追加
- 立法化に先立って任意適用されることを可能にする、シャドーでの新基準の開発、例えば、監査委員会のための最低限の基準
- 法的な権限に先駆けて行動変容を促すために、英国最大規模の監査事務所における監査実務の分離に関する成功したアプローチに従い、規制市場に対する期待の設定
- ARGAは必要以上にガイダンスを発行するのを控え専門性のある分野に焦点を当てるべき、とのキングマン・レビューによって設定された基準を満たすことを条件に、政府の回答文書にて設定された論点に対処するためのガイダンスの開発
- 提案された改訂から、既存のコード、基準、ガイダンス、および新たなそれらの文書の作成へと至る、将来の監督および監視活動に関する高いレベルの期待の設定

政府が立法化を進めるのに合わせ、FRCのARGAへの移行を支援し、特に責任者と準備者に対する改正された法令上の要件に対処するために、さらに着手する必要がある行動が生じることが予想されます。

ポジションペーパーの目的は、FRCがARGA移行の範囲に入っている政府対応の問題点にどのように対処するのか明確にすることにあります。「政府対応」の「何」を積み重ね、「どのように」そして「どの期間にわたって」を説明することで、その作業がどのように届くのかについてステークホルダーの理解を得られるようにしています。ステークホルダーのエンゲージメントは、改革が予期せぬ結果をもたらさないこと

※5 https://www.frc.org.uk/getattachment/aafabbc3-81a3-4db3-9199-8aaeb070c7f/FRC-Position-Paper-for-Board-Awayday_July_2022.pdf

(例えば、コーポレートガバナンスの変更は監査にも波及する可能性があります)を確かめ、最終的には改革が不測の結果をもたらさないことを保証することを可能とします。

正当な人々の期待に応えながら、不相应なコストや負担を負わずに規制する手段により改革の成果を提供できるものといえます。

多くの利害関係者は、企業のエコシステム全体の懸念への対処を目的とした、2021年3月に公表された政府独自の意見募集のためのホワイトペーパー^{※6}の重要性を認識しました。ホワイトペーパーでは、コーポレートガバナンス、企業報告および監査に影響を与える改革案を取り上げています。また、全体的な改革に対処するために、それぞれのコード、基準または指針を一度だけ開放すればよいようにするため、国際基準設定の進展に改革をどのように組み込んでいくかを規定しています。そのためには、コード、基準、ガイダンスの改訂が「単一パス」(single pass)で確実に対処できるよう、いくつかの複雑な順位づけが必要になります。

FRCはすでに、コード、基準、ガイダンスの策定を対象とする厳格なデュープロセスを経ています。文書に記載されている全ての提案は、公開意見募集やステークホルダーへのアウトリーチ、ステークホルダーの反応にわれわれがどのように対処したか、提案された行動が公共の利益をどのように支えているかを示すフィードバック文書の出版など、その適切なプロセスに従っています。

文書の中心は、主にFRCの所管する規制に関わる基準の改訂に当てられています。しかし、FRCの3カ年計画にて示されているとおり、ARGA移行のため、特に改革から生じる責任者と準備担当者への影響を支援するために、監督、執行、コーポレートサービスにおける能力開発は継続されます。

FRCは、比例的かつ原則に基づく規制当局として行動することにコミットし、要求事項が事業に与える影響を最小限に抑える必要性のバランスをとる一方

で、投資家および利害関係者からの広範な信頼を維持するために、質の高いコーポレートガバナンス、報告、監査および保証業務の遂行を支援することに取り組んでいます。

次項では、どのようなメカニズムで提案が実施される可能性が高いと考えられているかについてまとめます。

3 実施メカニズム

図表1では、2で取り上げたポジションペーパーで議論された主要な提案と、政府と規制当局によりそれらが実施されることを示すメカニズムを示しています。これは政府による文書とFRCによる現在の解釈を示しており、時の経過とともにより明確になっていくことが予想されます。

4 考えられるスケジュール

一次法令および二次法令については、議会のタイムテーブルに依存します。2023年5月に予定されている国王演説を経て、一次法制等によりすでに実施されている改革を含む監査改革関連法案が導入されると仮定すると、2024年のいずれかの時点で、これらの改革が適正な立法過程を経て発効する可能性があります(例えば、ARGA設立の目標となる日は2024年4月と考えられます)。

二次法令を通じて導入される改革(例えば「監査・保証ポリシー」)については、技術的には、国務大臣が2006年会社法に基づいて有する既存の権限によりカバーされるとしたとき、より迅速に導入することができる規制当局の適用指針が必要となり、意見募集の対象となると予想されます。したがって、二次法令による改革の発効日も早ければ2024年となる可能性が高いと思われます。

コードの変更、例えば内部統制要件の強化は、2023年第1四半期の協議を経て、2024年1月1日以降に開始する対象期間から適用される見込みです。

^{※6} <https://www.gov.uk/government/consultations/restoring-trust-in-audit-and-corporate-governance-proposals-on-reforms>

図表1：監査およびコーポレートガバナンス改革の実施メカニズム

実施メカニズム				
主体	政府		FRC / ARGA	
改革	一次法令	二次法令	英国コード改訂	倫理基準改訂
ARGAの設立	○			
取締役に対する規制強化と執行	○			
PIE定義の拡大	○			○
管理された共同監査 (Managed Shared Audit)	○			
レジリエンス ^{※1}		○		
監査・保証ポリシー ^{※1, ※4}		○		
不正 ^{※1}		○		
資本維持の開示 ^{※1}		○		
内部統制の強化 ^{※2}			○	
監査委員会基準 ^{※3}	立法化されるべき範囲であるが、一次か二次かは明確でない			

※1 ポジションペーパーによると、FRCがこれらの提案の実施ガイダンスを公表する意向を有している。

※2 FRCはコードの更新と合わせ、この提案の実施の一環として、現行の「リスク管理、内部統制および関連する財務・事業報告に関する指針」を改訂する。

※3 法律で設定されるスコープについて、FRCが新しい基準を、当初は法律に先駆けて自主的に適用するためのシャドーフォームにて策定する。また、この提案の一環として、「監査委員会ガイダンス」と「取締役会の有効性に関するガイダンス」を改訂する。

※4 企業の定める監査・保証ポリシーにより委託された場合、コードはサステナビリティおよびESG報告について適切な保証を得ることについての取締役会および監査委員会の責任を潜在的に反映できる。

出所：PwC (2022) “Restoring trust in audit and corporate governance The BEIS reforms – FAQs”

倫理基準の変更についても、2023年第1四半期に意見募集を実施し、2024年12月15日以降に開始する対象期間から適用される予定です。次回に続きます。

次号：目次

5. コーポレートガバナンス
6. 企業報告
7. 監査
8. 資金調達と立法
9. まとめ

参考文献

本文中で参照した資料の他、以下を参考にしました。

PwC (2022) “Restoring trust in audit and corporate governance The BEIS reforms – FAQs”
<https://www.pwc.co.uk/audit/assets/pdf/understanding-the-beis-reforms-faqs.pdf>
 (2023年1月31日閲覧)

山口 峰男 (やまぐち みねお)

PwCあらた有限責任監査法人
 PwCあらた基礎研究所 所長

2004年公認会計士登録。「次世代の会計および監査」をテーマとした広範な研究活動に従事。大手銀行において法人融資および本部主計業務に携わったのち、監査法人入所。主に金融機関向けの監査およびアドバイザー業務に従事し、その後、品質管理本部（金融商品会計、開示、ナレッジマネジメント担当）、英国留学（日本公認会計士協会による大学院派遣）、グローバル教育研修部門（PwC英国にてIFRS金融商品会計の教材開発に従事）などを経て現在に至る。日本証券アナリスト協会認定アナリスト（CMA）（1999年） 日本簿記学会学会賞審査委員（2021年～）

メールアドレス：mineo.yamaguchi@pwc.com



インダストリーインサイト (3)

銀行・証券セクターの現状と課題

——AML/CFTへの対応と実効性の高い1LoDの構築

PwCあらた有限責任監査法人
ガバナンス・リスク・コンプライアンス・
アドバイザリー部
パートナー 石井 秀樹

PwCあらた有限責任監査法人
ガバナンス・リスク・コンプライアンス・
アドバイザリー部
ディレクター 田村 公二

PwCあらた有限責任監査法人
ガバナンス・リスク・コンプライアンス・
アドバイザリー部
チーフ・コンプライアンス・アナリスト 井口 弘一

はじめに

2022年8月31日に金融庁が公表した「2022事務年度金融行政方針」でも言及されているとおり、新型コロナウイルス感染症やロシアによるウクライナ侵攻に伴う物価高騰等の影響、気候変動問題、デジタル化の進展、人口減少・少子高齢化などにより、金融市場をはじめ、国内外の経済の先行きに対する不透明感が大きく高まるとともに、急速に構造的な環境変化が生じています。

このような状況下、銀行・証券セクターには重要な社会インフラとして金融システムの安全性・信頼性の維持・向上がこれまで以上に求められていると考えます。銀行・証券が対応すべきことは多岐にわたるため、ここで全てを語ることはできませんが、本稿では筆者らが日々銀行・証券セクターの方々と対話している中で最近話題にのぼることが多い次の2点について取り上げることにはしたいと思います。

1 FATFへの第1回フォローアップ報告結果公表後のAML/CFT^{※1}の重要課題

本誌ではこれまでFATF (Financial Action Task Force / 金融活動作業部会) による日本に対する第4次相互審査の結果とその後の動向について取り上げてきましたが、本稿では、2022年9月の日本によるFATFへのフォローアップ報告結果の公表を踏まえた今後の重要課題について概観します。加えて、社会・経済環境の変化による新たな分野への対応についても考察します。

2 実効性の高い1LoDの構築に向けて

近年、LIBOR問題^{※2}にはじまり、外国為替や株式の相場操

縦事案、アルケゴス事件^{※3}など、1線のガバナンス不全に起因すると思われる事案が断続的に発生しており、第1のディフェンスライン (First Line of Defense : 1LoD) の重要性が改めてフォーカスされています。本稿では、実効性の高い1LoD構築のために、金融機関の、特に市場業務従事者に求められることに関して考察します。

今後も、本誌において銀行・証券セクターに関する最新動向や課題を取り上げていこうと考えています。読者の方々が取り上げてほしいと考える論点があれば筆者までご連絡いただくと幸いです。また、本稿は、現在起こっていることや今後どういったことが起こりうるのかという点について個人的な見解として取りまとめたものであり、数ある意見のひとつとしてご理解いただければと存じます。

I FATFへの第1回フォローアップ報告結果公表後のAML/CFTの重要課題

日本はFATFの第4次相互審査における厳しい指摘を受け、審査結果が公表された2021年8月に政府が組織した対策会議において「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の行動計画」(以下「行動計画」)を策定し、2024年3月末を期限とした体制整備策を打ち出しました。先般、行動計画策定から約1年経過した2022年9月には日本のFATFへのフォローアップ報告の結果も公表され、日本の対策の進捗状況や、今後、日本が官民挙げて注力すべき課題もより明確になってきています。さらに、今後は、人権保護や経済安保等の動きが金融機関等のAML/CFTの実務にさまざまな影響を与えていくとみられます。

※1 Anti-Money Laundering / Countering the Financing of Terrorismの略。マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与防止のこと。

※2 2012年に国際的な基準金利であるロンドン銀行間取引金利 (LIBOR) の不正操作が発覚したことをきっかけに、パネル行が提示するレートを一定の算出方法に基づき算出するLIBORについては、米ドルの一部テナーを除き2021年12月末に、米ドルの一部テナーについては2023年6月末に公表停止となった問題。

※3 米投資会社が2021年3月に債務不履行となったことにより、日系金融機関を含む複数の大規模金融機関において総額1兆円を超える損失が発生した事案。同社は、少数の米国および中国のテクノロジー企業やメディア企業に投資するファミリーオフィスと呼ばれる法人であった。

本稿では、FATFのフォローアップ報告結果などを踏まえ、今後求められるAML/CFT実務の重要課題と、今後のAML/CFT実務に影響を及ぼすとみられる留意すべき新たな潮流について解説します。

1 審査後の日本の対応

行動計画の策定後、計画に則り、わが国ではさまざまな対応が官民でなされてきました。その成果としてのFATFへのフォローアップ報告結果を概観します。

(1) FATFフォローアップ報告結果

日本のFATF第4次相互審査の結果は、2021年8月に公表されました。総合的な評価では、合格水準の「通常フォローアップ国」ではなく、その次の「重点フォローアップ国」と評価されました。重点フォローアップとなった国々は、5年の間に3回、体制の改善状況の報告（フォローアップ報告）を求められます。2022年にその第1回の報告がなされ、同年9月

に結果が公表されましたが、日本は法令等整備状況に係る審査項目「勧告2：国内当局間の連携協力」について、「一部遵守（PC）」の不合格水準から「概ね遵守（LC）」の合格水準に改善しました。しかし、法令等遵守項目で不合格水準であった他の10項目については改善の評価を得られず、大きな前進は見られませんでした。フォローアップ評価では評価対象外である有効性評価項目の不合格水準の項目数も8項目で変わらず、いずれもME（4段階の上から3番目・中程度の有効性）であり、総合的な評価は「重点フォローアップ国」のまま変化はありませんでした（**図表1**）。

なお、勧告2の評価の改善は、マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策政策会議の設置、行動計画の策定、2021年6月の方針策定などが評価されたものと考えられます。

(2) 2022年の臨時国会における法令改正対応

FATFのフォローアップ報告に対する評価結果の公表後、2022年10月に招集された臨時国会において、FATF勧告対応法案が提出され、可決されました（**図表2**）。行動計画で打ち出した課題、すなわち、FATFからの指摘に対応するもの

図表1：日本のFATF審査結果（相互審査結果公表時に合格水準に至らなかった項目）

	項目	相互審査結果公表時（2021年8月）	フォローアップ結果公表時（2022年9月）
法令等整備	R2.国内関係当局間の協力	PC	LC
	R5.テロ資金供与の犯罪化	PC	PC
	R6.テロリストの資産凍結	PC	PC
	R7.大量破壊兵器の拡散防止	PC	PC
	R8.非営利団体の悪用禁止*	NC**	NC
	R12.PEPs	PC	PC
	R22.DNFBPsの顧客管理	PC	PC
	R23.DNFBPs疑わしい取引届出	PC	PC
	R24.法人の実質的所有者	PC	PC
	R25.法的取極の実質的所有者	PC	PC
	R28.DNFBPsに対する監督義務	PC	PC
有効性	IO3.金融機関・DNFBPsの監督	ME	ME
	IO4.金融機関・DNFBPsの予防措置	ME	ME
	IO5.法人等の悪用防止	ME	ME
	IO7.資金洗浄／捜査・訴追・制裁	ME	ME
	IO8.犯罪収益の没収	ME	ME
	IO9.テロ資金の捜査・訴追・制裁	ME	ME
	IO10.テロ資金の凍結・NPO	ME	ME
	IO11.大量破壊兵器の関与者への制裁	ME	ME
合計	法令等整備状況（合格水準に至らず）	11項目	10項目
	有効性（合格水準に至らず）	8項目	8項目

※ NCは4段階評価の最下位の評価

出所：FATF資料をもとにPwC作成

図表2：2022年10月の臨時国会提出法案／FATF勧告対応法案

法令	分野	見込まれる改正内容
国際テロリスト財産凍結法	資産凍結措置の強化	拡散金融への対応（居住者間取引に係る資産凍結、北朝鮮・イランの制裁対象者の国内資産凍結）
外為法	暗号資産等への対応の強化	金融機関、暗号資産交換業者等による資産凍結措置の態勢整備義務
外為法	暗号資産等への対応の強化	ステーブルコインへの規制（資産凍結）対象拡大
組織犯罪処罰法	暗号資産等への対応の強化	犯罪収益等として没収可能な財産の範囲の改正（暗号資産の追加）
組織犯罪処罰法麻薬特例法	マネロン対策等の強化	マネロン罪の法定刑引上げ
テロ資金提供処罰法	マネロン対策等の強化	テロ資金等提供罪の強化
犯罪収益移転防止法	暗号資産等への対応の強化	暗号資産交換業者へのトラベルルール義務付け

出所：内閣官房／国会提出法案をもとに作成（2022年11月末時点）

で、刑事司法に関する法改正が中心となっており、内容は大きく、資産凍結措置の強化、マネロン対策等の強化、暗号資産等への対応の強化の三本立てとなっています。

そうした中で、昨年の一連の法改正は、DNFBPs（指定非金融事業者等）^{※4}によるAML/CFT対策および監督、マネロン・テロ資金供与の捜査および訴追等、資産凍結およびNPOの改善を狙ったものであり、今後、FATFからどのように評価されるかが注目されるところです。

2 今後の重点課題

(1) 行動計画の進捗状況（図表3）

今般のFATFのフォローアップ報告結果を見ると、行動計画の6分野においては、1つ目の「マネロン・テロ資金供与・拡散金融に係るリスク認識・協調」に関しては対応が進展し、相応の評価を得られたと言えます。しかしながら、その他の5分野は、道半ばということで、2024年3月までに対応のスピードアップが求められそうです。

(2) 金融機関等の重点課題

① 継続的顧客管理および取引モニタリング

行動計画の進捗状況を見ると、今回の法改正でも手を入れていない分野で、かつFATFのフォローアップ報告でも改善を示されていない分野は要注意と考えられます。その最たる分野は、「金融機関および暗号資産交換業者によるAML/CFT対策および監督」と思われます。この分野は2024年3月に期限が設けられており、官民共同で対策を推進中で

図表3：行動計画と対応状況

項目	主な課題項目	主な対応
マネロン・テロ資金供与・拡散金融に係るリスク認識・協調	<ul style="list-style-type: none"> ● 国のリスク評価書刷新 ● 政策会議の設置 ● 国の政策策定 	対応済、FATF合格水準評価
金融機関および暗号資産交換業者によるAML/CFT対策および監督	<ul style="list-style-type: none"> ● 監督強化、リスク理解向上とリスク評価実施 ● 金融機関等の継続的顧客管理の完全実施 ● 取引モニタリングの共同システムの実用化 	2024年3月期限の実施要請、為替取引分析業創設
DNFBPsによるAML/CFT対策および監督	ガイドライン策定・監督強化、リスク評価・顧客管理強化等	臨時国会法案提出等
法人、信託の悪用防止	法人悪用防止／リスク評価、実質的支配者情報の透明性向上（既存顧客の実質的支配者確認、商業登記所の情報の一元管理）等	実質的支配者リスト制度導入等
マネロン・テロ資金供与の捜査および訴追等	<ul style="list-style-type: none"> ● マネロン罪の法定刑引上げ ● マネロン罪の捜査・訴追の強化 ● 捜査・没収の強化等 	臨時国会法案提出等
資産凍結およびNPO	<ul style="list-style-type: none"> ● 資産凍結措置の範囲拡大／制裁対象者に支配される者の資産凍結、遅滞なき資産凍結 ● 大量破壊兵器拡散に関わる居住者資産凍結 ● NPOのリスク評価とモニタリング等 	臨時国会法案提出等

出所：行動計画をもとに作成

※4 Designated Non-Financial Businesses and Professions：カジノ、不動産業者、貴金属商・宝石商、弁護士・会計士等

すが、期限までの目標達成に向けて対策の進捗、結果が求められると考えられます。

特に注意すべきは、「金融機関等による継続的顧客管理の完全実施」です。継続的顧客管理では既存顧客の情報更新が必要となりますが、その更新情報を活用してリスク評価を実施、取引モニタリングに活用していくことが重要です。膨大な既存顧客の情報更新は障害も多く、2022年3月および6月の「マネロン・テロ資金供与対策ガイドラインに関するよくあるご質問（FAQ）」においては、金融機関等の民間事業者の情報更新が図りやすくなるよう、情報更新を進めるさまざまな手段の見直しなどがなされています。

具体的な例としては、SDD（簡素な顧客管理措置）の対象範囲の見直しがあります。SDDとは、DM等を顧客に送付して顧客情報を更新するなどの積極的な対応を留保し、取引モニタリング等によって、マネロン・テロ資金供与リスクが低く維持されていることを確認する顧客管理措置です。その範囲は、事業をしていない一般個人に関して、SDDの対象を「日々の生活に欠かせない口座等（生活口座）」から、「経常的に同様の取引を行う口座であって保有している顧客情報と当該取引が整合するもの（経常口座）」に拡大されています。経常口座であると対外的に説明する根拠を整理するには相応の検討が必要と思われるが、情報更新の対象が絞られることとなります。この他、調査手法の郵送以外の手法の示唆、情報更新できない顧客への対応措置の考え方などが示されています。

このような見直しは、早急に一義的な既存顧客の情報更新措置を完了させ、更新情報を活用したリスク評価を実施し、取引の特徴（業種・地域等）やリスクに応じた抽出基準（シナリオ・敷居値等）の設定など、実効性あるモニタリング体制を整備する段階に移行することを求めるためとみられています。継続的顧客管理・取引モニタリングに関しては、FATFの対日相互審査結果では、「情報更新が目的化している」「取引モニタリングに継続的顧客管理の結果が活用されていない」といった趣旨の極めて厳しい指摘がなされており、期限までの実効性のある対応が必要と言えます。

② 為替取引分析業者の創設（AML/CFT 事業共同化）に係る体制整備

もうひとつの大きな課題である「取引モニタリングの共同システムの実用化」については、銀行等の委託を受けて為替取引に関して取引のモニタリング等を共同で行う為替取引分析業を資金決済法の改正によって規定、制度の施行に向けた準備が進められており、全国銀行協会における共同システム

の実用化に向けた新会社の設立が発表されました。銀行等のフィルタリング・モニタリング水準の底上げに向けた第一歩と言えますが、新会社の機能は、「各銀行等の取引モニタリングシステム・ネームスクリーニングシステムから出力されるアラート・ヒット情報のリスク度合いをスコア付けするAI機能の提供」とされています。したがって、同社の業務として検討されていた「SWIFT電文全量のスクリーニング（24時間以内対応）」は、会社設立時では業務としない模様です。また、各銀行等が抽出したアラートの解析を実施することになるため、新会社は、大量のアラート・ヒット誤検知の調査効率化に資するとみられますが、各銀行等のモニタリング業務を完全に委託することはできません。また、2024年春、2025年春の2段階でのシステムリリースが予定されており、各銀行等の体制整備の期限である2024年3月には利用開始の段階にとどまります。当然ながら、新会社から還元された情報をもとに最終的な疑わしい取引届出の判断を実施するのは銀行等となります。新会社はスタートしますが、取引モニタリング体制の整備が不要となるわけではないことを念頭に準備することが必要となります。

③ 適切な実質的支配者の確認

実質的支配者の確認に関しては、第4次相互審査での指摘への対応も厳しいのですが、さらに、第5次をにらんだ対応が求められています。すでに新たな任意の登録制度（実質的支配者リスト制度）が2022年1月に設けられていますが、実質的支配者に関する情報取得を規定したFATF勧告24が改正され、最新情報を会社および規制当局のどちらか一方だけでなく、双方で保管することが求められることになりました。国の体制整備が求められる一方で、金融機関等の民間事業者は、法人の悪用リスクを十分に念頭に置いて、取引時はもちろん、既存顧客の継続的顧客管理の中で、相応の深度で最新情報の取得を進める必要があると言えます。

さらに、信託等の実質的支配者の確認を求める勧告25に関しても、信託と同様の法的取り決めに関する実質的支配者の確認を求める改正が見込まれており、その対応の準備を進める必要があります。

④ 難度が高まる制裁対象者対応

制裁対象者対応は、法令等の改正によってFATF指摘への対応が進められていますが、その結果の如何に関わらず、急激な変化に応じた体制整備が重要になるとみられます。

まず、国内の法令・ガイドラインで求められる要求水準が高まっています。国際連合安全保障理事会決議等で経済制

裁対象者等が指定された際には、24時間以内に遅滞なく照合することが求められています。また、外為検査ガイドライン改正では、取引の真の相手方が資産凍結等経済制裁対象者であると疑われる場合には、預金者等からの説明や預金債権の発生・変更の原因となる取引の内容を証明する書類等によって検証し、当該取引に係る真の相手方を合理的に判断することが明文化されました。

加えて、2022年2月以降のロシア制裁が制裁対象者対応を難化させています。わが国にとっては、過去に例を見ない規模で制裁対象者数が増加、このわずかな期間で外為法における制裁対象者数は約1千もの個人・団体に上っています。輸出入における規制対応も含め、データ登録からフィルタリング、ヒット時の対応など、合致した場合の適切な実務対応を意識した体制整備が求められています。

さらに、外為法に、暗号資産取引への適法性確認義務が規定され、暗号資産に関する取引が資本取引規制の対象となり、暗号資産交換業者に資産凍結措置に係る確認義務を課すなどの措置も取られています。FATFからの強い要請のあったトラベルルールへの対応も、業界団体によって先行実施されていますが、今般、改めて法制化がなされており、デジタル資産への規制強化の動きにも留意が必要です。

以上、要するに、金融機関等の民間事業者は、他力本願の対応は考えず、今般列挙した重点課題に対して能動的に計画を進める必要があります。この他に、DNFBPsへの法規制導入や、NPOへの指導強化などハードルの高い対応も残されており、多くの残課題の解消に向け、官民一体となった対応が改めて求められています。無論、その際に、審査基準が一層厳格化される第5次審査を意識した対応が必要なことと言うまでもありません（本誌第40号参照^{※5}）。

3 新たな分野への対応

さらに、AML/CFT対応に直接・間接に影響を及ぼすと考えられる社会・経済環境の変化があり、行動計画への対応とあわせて体制整備にあたって留意していく必要があります。

(1) 人権対応

人権に配慮し、強制労働等による製品の生産を見直す動きは、国連、OECDなどが提唱して進めてきましたが、近年は

欧米での法制化が進み、わが国でも2022年9月に「責任あるサプライチェーンにおける人権尊重のためのガイドライン」が制定されました。

すでに、わが国でも、金融機関等の民間事業者は間接的に人権対応を開始しています。欧米では、制裁対象者に人権侵害に係る個人・企業を指定しており、わが国でも制裁対象者のスクリーニングの一環で人権デューディリジェンス（DD）を実行しています。ロシア制裁やミャンマーなどにおける軍事関係者などは人権の観点での制裁対象者という側面もあります。さらに、今後は、サプライチェーンにおける人権DDが求められる中、取引先に関しても十分なチェックが必要になってくると言えます。直接の影響を受けるのは、一般の事業法人であり、人権侵害に係る個人・企業のスクリーニングを含めた人権DDの体制整備が求められます。また、金融機関等も、早晚、取引先企業の人権DDの実施状況の確認、モニタリングが必要となってくるとみられています。

(2) 経済安全保障

経済安全保障の分野でも同様です。拡散金融対応に類似した分野とも言えますが、技術流出の防止や国民生活の維持の観点から、製品・物資のサプライチェーン管理の強化が求められています。2022年、わが国でも経済安全保障推進法が成立、一部が施行となり、基本方針・指針が公表されました。必要に応じて重要物資の特定先への過度の依存の是正などが図られることとなりますが、海外と同様に、特定先の指定などがなされ、スクリーニングが必要となることも考えられます。この他、対内投資における外為法の規制も強化されており、外資導入によって資本構成に変化があった先については、その観点での取引への影響も視野に入れておくことも必要となります。

(3) 資金回収／被害者救済

FATFの2022年10月の総会において、資産回収を効果的に実施するための強力な法的枠組みの重要性、国際協力がより迅速かつ円滑に行われるための行動が必要であること、効果的な活動のためFATF基準を強化する必要があること、について合意されています。AML/CFTの分野では、資産凍結等を迅速に実施することはもちろんですが、その没収、返還まで実施することが求められています。折しも各種の法令整備によって、資産凍結から没収までのプロセスは整備されるとみられますが、さらに被害者救済・回復プロセスに踏み込んでいくことが予想されます。わが国も、例えば、振り込め詐欺に関しては、振り込め詐欺救済法等によって被害回復

※5 <https://www.pwc.com/jp/ja/knowledge/prmagazine/pwcs-view/202210.html>

の制度が整備されましたが、資産凍結にあっても、同様の対応が検討されていく可能性があります。AML/CFT、金融犯罪対策の究極の姿は顧客を被害に巻き込まないことであり、顧客本位の業務運営等の考え方も念頭に、金融犯罪対策、ひいてはコンプライアンス体制全体の整備を進める必要があると考えられます。

AML/CFT対策の範囲の拡大、複雑化が進むことは避けられないとみられます。目の前のFATFの動向、国内の法改正の動向の他、国際社会・経済の大きな潮流を見誤ることなく、今後に備えることが肝要と言えるでしょう。

II 実効性の高い1LoDの構築に向けて

2022年はウクライナ侵攻に象徴されるように、世界の分断がはっきりと意識されるような年となりました。欧米ではナショナリズムや右傾化の動きも顕著に見られるようになり、アジアにおいてもロシア、中国、北朝鮮、台湾問題のような地政学的リスクがニュースとならない日はありません。

経済面では、原油をはじめとした潜在的な資源高がある中で、コロナ後の景気回復と供給制約を契機に、欧米ではこれまでにない規模のインフレが急速に進行し、その先に景気後退への懸念も見え隠れしています。こうした政治・経済の動きや人々の不安を敏感に察知して、市場は動揺しボラティリティが高まっています。わが国を見わたしても近年見たことのないレベルにまで急速に円安が進み、物価もじわりと上昇しています。ここから先の世界は過去30年の延長線上にはない不確実な時代が到来するかの印象を受けます。

欧米の中央銀行は不撤退の覚悟でインフレ退治に動いていますが、政府・中央銀行も含めて正解の分からない手探りの状態が継続しているようにも思われます。英トラス政権が大規模減税を打ち出してギルト市場、ポンド市場に大混乱を招き、退陣に追い込まれたのは記憶に新しいところです。少なくとも、長らく続いた潤沢な資金供給を背景とした低金利環境は終焉したかに見えます。金融機関はこれまで潤沢な資金を背景にアセットを積み増すだけでなく、債券や株式といった伝統的な資産からクレジット、エマージング、ヘッジファンドなどオルタナ投資へとユニバースを拡大して利回りを追求してきましたが、外貨資金調達、資産運用の両面で試練の時を迎えています。

一方、ガバナンス面に目を向けると、ここ10年ではLIBOR問題にはじまり、外国為替や株式の相場操縦事案、アルケゴ

ス事件など、1線のガバナンス不全に起因すると思われる事案が断続的に発生してきています。

これまでにない環境の下、金融機関で市場業務を行う部署は、次々に発生する新たな問題に対して、どのような姿勢で臨むべきなのでしょう。

1 1線における企画管理部署の強化 ——オーナーシップを持った自律的な組織へ

リーマンショックから10年以上が経過し、今やバーゼルIIIの最終化をはじめ、店頭デリバティブ規制や証拠金規制の導入など、市場取引関連の規制が強化されており、金融機関および金融市場の健全性は格段に進歩を遂げてきました。

しかしながら、2021年3月に顕在化したアルケゴスの事案では、多くの金融機関が目先の収益や取引シェアに目を奪われ、顧客の属性に目を瞑り、リレーション優先で適切な担保を十分に取らずに高レバレッジの取引を積み上げた結果、当該顧客の破綻により巨額の損失を被ることとなりました。ビジネスを推進する1線のリスクオーナーシップの欠如、情報のサイロ化・エスカレーション不足、リスク管理の機能不全などが調査報告書等で指摘されています。リミットの超過や信用力への懸念など、社内で当該取引を問題視する意見はあったものの、それらが有機的に結合し、全社的な方針としてまとまることはありませんでした。

当局は金融機関に対して3LoD、すなわち1線（ビジネスの現場）がリスクオーナーとしてリスクコントロールを行い、2線（リスク管理部門）がリスクを監視し、3線（内部監査部門）が内部統制の観点から合理的な保証を提供する、という枠組を求めています。

この不確実な時代を乗り越えていくためには、当局から言われるまでもなく、1線そのものが自らオーナーシップを持ち、臨機応変に事にあたっていく他ありません。先を見通すことのできない不確実な状況下では、リスク管理（2線）や監査（3線）とも連携しつつ、1線が自らの持つ専門性とスピードを活かしていくことが何よりも大切な鍵となると思われます。

その中で特に重要となるのは1線組織内の企画管理部署であると考えます。金融機関の規模や類型によって組織のあり方はさまざまですが、市場取引を所管する部門には一般的に「市場企画部」とか「市場企画管理グループ」などと呼ばれる組織があり、部門のあるべき将来像を描く企画機能や、ガバナンス強化、インフラ整備、リソースの配分、2線・3線を含む本社機能との調整、当局対応などを担っています。不確

実な時代を乗り切るためには、この企画管理部署を1線内のいわば司令塔（統括）として部門トップ・マネジメントの近くに置き、1線内の各部署（現場）に偏在しがちな情報を速やかに集約し、部門全体に横串を刺した施策を強力に押し進めることのできる体制づくりが不可欠であると思われます。

企画管理部署の持つ機能や役割、レポーティングラインの例は図表4のとおりですが、強化のポイントは「統括」、「スピード」そして「専門性」にあります。

「統括」という意味では、①市場リスクや流動性リスク、信用リスクなどのリスクアペタイトや、顧客取引やコンプライアンス等にかかる部門内共通の基本方針等を定め、1線が1線として遵守すべきポリシーをくまなく部門内に徹底する、②1線内の情報共有のためのシステム・インフラの整備を進め、各部署のリスク／リターンの計画・進捗を常にウォッチして、必要となる資本や人的リソース等を配分する、③各部署が直面した異例・異常事態については速やかに情報を収集し、必要に応じ、部門内各部署や2線・3線、経営陣も交えた全社的な対応策を講じる、といったことが挙げられます。

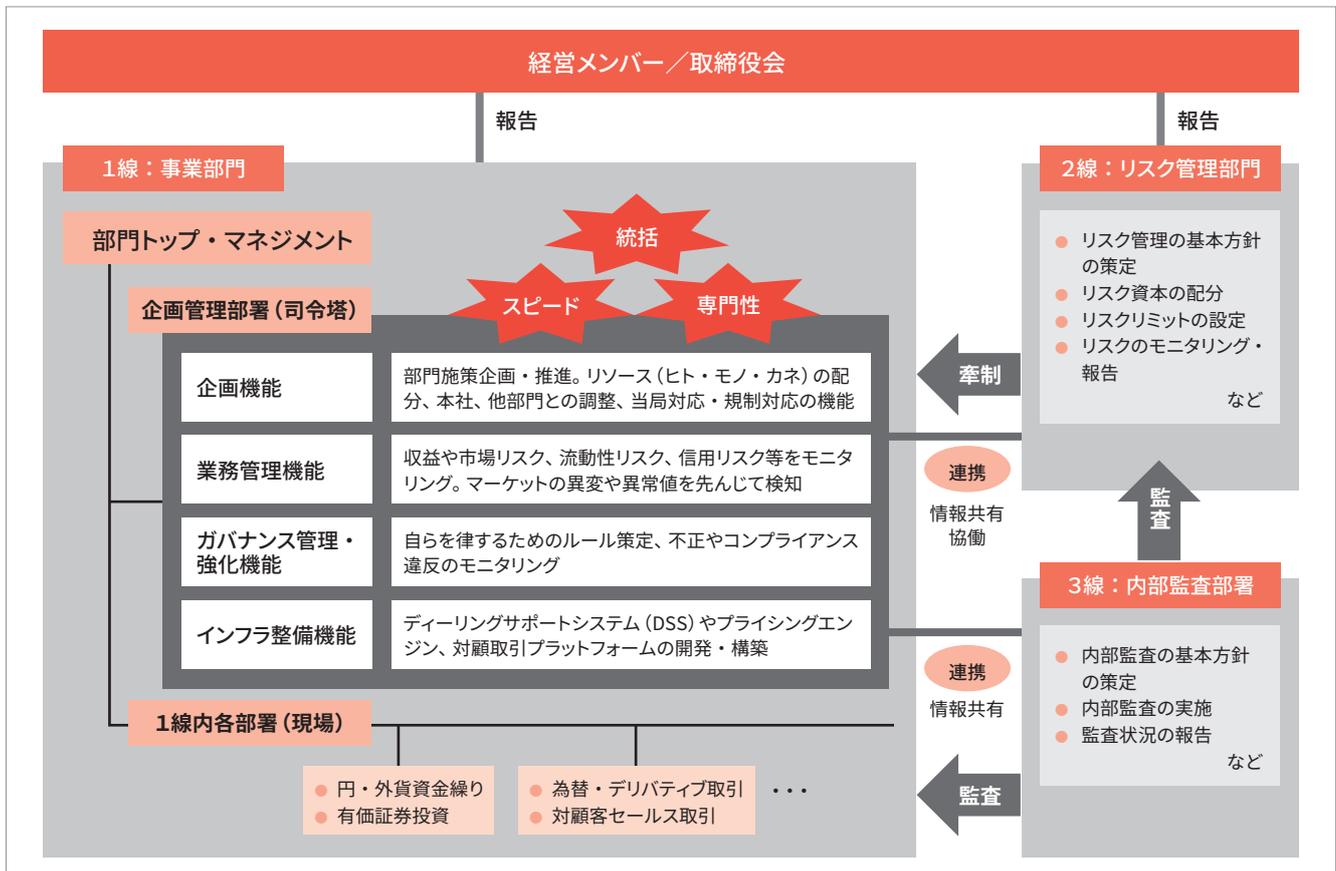
「スピード」の観点からは、上記のような異変の端緒ともな

る兆候を検知した場合は、速やかに（特に悪い情報ほど早く）トップ（経営陣を含む）に上げて判断を仰ぎ、部門全体に方針を打ち出す役割が求められます。データや証憑の正確性が必要となる2線のリスク分析とは異なる1線ならではの責任感、瞬発力がモノを言うところです。

「専門性」の観点からは、1線ならではの現場（フロント）経験・専門知識を持つスタッフが、国内外の政治・経済の状況に広くアンテナを張り、アネクドータル（事例的）な情報も含めた定量・定性両面でのモニタリングを通じて、現在世の中で起きている情報を収集、今後起きるであろうことを予測し、影響分析を行います。そのうえでフォワードルッキングに自分たちはいつ何をすべきか（あるいは何をすべきではないか）を部門トップや現場を交えて繰り返し議論を行うという役割が求められます。

こうしたアクティビティについては、2線や3線とも情報を共有し、リスク管理や内部監査の方針に織り込んでいくことで、1線が何をリスクと考え、いかに対処しようとしているかに関して全社的な共通認識が醸成され、結果として3LoDが有機的に機能することにつながっていきます。

図表4：企画管理部署の例



出所：PwC作成

2 1線の企画管理部署が組織の要となるために

企画管理部署が1線の要として有効に機能するためにはいくつかの重要な条件があります。

(1) トップのコミットメント

まずは部門トップのコミットメントです。この部署が部門の要であることをトップが組織内外にきちんと示すことが大事です。例えば、人事や予算・経費支出（ヒト・モノ・カネ）の権限を集中させることで、部門の要であることを示すことができます。また、当該部署のヘッドは朋輩（部門内に複数存在する各部の部長）中の首席であることが望ましく、このポストを経験しないと部門トップにならないという枠組みがあってもよいと思われます。

(2) メンバーのロイヤリティ

次いで、メンバーのロイヤリティも大切です。所属するメンバーには部門トップのコミットメントに応えるべく、責任感、スピード、1線全体に対するチーム帰属意識が求められます。誠実さを伴う忠誠（integrity）と言ってもよいでしょう。

(3) 人材と処遇

さらに、メンバーの人材・処遇にも十分な配慮が求められます。この部署には専門知識を持ちロイヤリティも高い優秀な人材が期待されるため、1線の中でもコアと目される人材を登用することが望まれます。引き抜かれる現場からすれば出たくなく、現場から異動を命じられる本人からしてもマーケットに直接対峙するディーリングセクションから企画・管理業務へ異動するのは複雑な思いであることも多いでしょう。業績に応じた成果報酬を導入している組織であれば賞与が減少することで離職につながるおそれもあるかもしれません。

近年は安定的な市場環境が続いていたので、経費削減の観点からマーケットに携わるスタッフを絞ってきた金融機関も多いのではないのでしょうか。マネジメントは、十分な人員の確保・育成はもちろんのこと、メンバーのロイヤリティ維持・エンゲージメント向上のために人員をきちんと評価し処遇することも求められます。ディーリングセクションと異な

り定量的な評価は難しいかもしれませんが、部門業績に連動した成果報酬制度も必要となるでしょう。また当該部署を経験したら現場に戻れるような人材ローテーションを組むことも求められます。

(4) インフラへのシステム投資

最後に、必要な情報をすばやく取り出すためのインフラ整備（システム投資）の重要性を挙げておきます。ミッションの性質上、マーケットや取引に関する情報、ポジション・収益の状況などの必要な情報を部門、国境、エンティティをまたいで迅速に収集・分析する必要があり、そのためのデータベース構築・システム投資は必要不可欠となります。直接収益を上げるシステムではないので、これまで経費節減の観点から投資が抑えられたり、優先順位が劣後したりしてきたケースもあるかもしれませんが、この分野への投資は惜しむべきではないでしょう。

3 おわりに

1線の企画管理部署は部門トップ（役員）と一体となって部門のあるべき将来像を描き、ガバナンスの強化・インフラ整備、リソースの配分、2線・3線を含む本社機能との調整、当局対応などを一手に担う機能として極めて重要な位置づけです。

証券会社のような業態であれば、よりスピードに重点を置いた組織体制が望ましい場合もあるでしょうし、銀行のように業務が多岐にわたる場合には慎重な社内調整が必要となることもあるでしょう。業態によって濃淡はあるかもしれませんが組織の要となるべき機能であることに変わりはありません。

今後到来する不確実な時代では、誰にも正解は分かりませんし、正解自体ないのかもしれませんが。そのような中で金融機関の1線が実効性の高い1LoDを構築するためには、専門性を有するスタッフが、常にアンテナを高く張って情報を収集し、いつ何をやり、何をやるべきでないかについて、部門トップ、現場フロントを交え、決め打ちせず、スピード感を持ちながらも最後の最後まで徹底的に議論するという姿勢が何よりも重要と思われます。

石井 秀樹 (いしい ひでき)

PwCあらた有限責任監査法人

ガバナンス・リスク・コンプライアンス・アドバイザリー部 パートナー

大手証券会社を経て2000年にPwCあらた有限責任監査法人に入所。外資系金融機関の財務諸表監査に従事し、2007年よりPwC英国ロンドン事務所に出向。2009年の帰任後は会計アドバイザリー業務に従事した後、2012年に金融規制ビジネスを立ち上げる。現在、監査法人の銀行・証券セクターリーダーを務める。

メールアドレス：hideki.ishii@pwc.com

**田村 公二 (たむら こうじ)**

PwCあらた有限責任監査法人

ガバナンス・リスク・コンプライアンス・アドバイザリー部 ディレクター

大手銀行にて約30年にわたり市場業務企画、市場リスク・流動性リスク管理を中心とした業務を経験し、2022年11月にPwCあらた有限責任監査法人に入所。

メールアドレス：koji.tamura@pwc.com

**井口 弘一 (いぐち こういち)**

PwCあらた有限責任監査法人

ガバナンス・リスク・コンプライアンス・アドバイザリー部 チーフ・コンプライアンス・アナリスト

1989年4月に大手銀行入行、調査・企画畑を専門に、調査部、営業審査部、企画部、コンプライアンス統括部（マネー・ローンダリング防止対策室、金融犯罪対策室等）、監査部にて勤務。2017年8月より海外大手銀行（日本法人）の法務・コンプライアンス統括責任者。2021年4月より現職。

メールアドレス：koichi.iguchi@pwc.com



移転価格課税後の二重課税排除のための 手続きについて



PwC 税理士法人
国際税務サービスグループ (移転価格)
パートナー 水島 吾朗

はじめに

新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) が拡大するなかでは法人税に係る税務調査の件数が減少していましたが、最近では、各種の制限が解除されたことに伴って税務調査も活発になってきています。国外関連者との取引を重点的な対象とする法人税の税務調査を受けている企業も多いことから、仮に日本において移転価格税制に基づく課税を受けた場合のその後の手続きについて解説します。

1 移転価格課税後の手続きの全体像

日本において移転価格税制に基づく課税を受けると、課税を受けた所得について、取引の相手国側ですでに課税の対象となっていることから、いわゆる二重課税が発生します。その二重課税を解消するための手続きとしては、相互協議と裁判などの国内救済手続があります。

相互協議は、課税を行った税務当局とその取引の相手国側の税務当局に対して、租税条約に基づいて二重課税を排除してもらうように協議をお願いする手続きです。一方、国内救済手続は、課税処分を行った税務当局に対して、あるいは国税不服審判所・裁判所に対して、移転価格の課税処分の取り消しを求める手続きです。後述のとおり、両方の手続きを行うのですが、相互協議の手続きを優先的に進めるのが一般的です。

2 相互協議手続と国内救済手続の関係性

移転価格税制に基づく課税を受けた場合の二重課税を排除するための手続きには、相互協議手続と国内救済手続の両方がありますが、両手続きを、同時並行で進めるわけではありません。実務上は、相互協議手続と国内救済手続の両方に着手しますが、相互協議を優先させて、その間は、国内救済手続の最初の手続きである、再調査の請求の手続きを中断してほしい旨の上申書を税務当局に提出するのが一般的です。

相互協議では税務当局間の議論によって二重課税が排除される可能性が高い一方で、国内救済手続においては、日本国内での課税処分が全面的に取り消されない限りは、二重課税が排除されません。そのため、まずは、相互協議手続を優先的に進めます。ところが相互協議では、合意しても全ての

二重課税が排除されないこともあり、場合によっては、合意に至らないこともあります。そのような事態に備えて、相互協議手続を優先させつつも、国内救済手続の道も残しておきます。相互協議が合意に達して、その内容が受け入れ可能であれば、納税者は再調査の請求を取り下げます。一方、相互協議が合意に至らない場合、あるいは、合意したもののその内容が納税者にとって受け入れられない場合は、再調査の手続きを再開することになります。

3 相互協議

(ア) 相互協議の概要

相互協議は、課税を行った税務当局とその取引の相手国側の税務当局に対して、二重課税を排除してもらうように租税条約に基づいて協議をお願いする手続きです。相互協議の合意の結果、日本側での課税処分の全部または一部を取り消すこととなった場合は、日本の税務当局が職権により減額更正を行います。また、相手国側の税務当局が、相手国側での所得を減額することに合意した場合には、取引の相手側の所得を減額し、それに相当する税額を還付するための対応的調整を行います。

(イ) 相互協議の実績

国税庁のサイトの「令和3事務年度の『相互協議の状況』について」^{※1}では、移転価格課税事案に係る相互協議の発生件数・処理件数などの実績が掲載されています（**図表1**）。令和3事務年度の移転価格課税その他の事案1件当たりを要した平均処理期間（注：移転価格課税事案のみの処理期間のデータは公表されておらず、移転価格課税事案に加えて、恒久的施設に関する事案や源泉所得税に関する事案も含む処理期間）は、31.5月です。手続きには長期間必要であるもの

図表1：相互協議（移転価格課税事案）の処理実績

	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
発生件数	37	54	44	34	49
処理件数	37	37	36	30	42

※ 年度は7月1日から翌年6月30日まで。
 ※ 処理件数は、相手国税務当局との合意だけでなく、納税者による相互協議の申立ての取下げなどにより相互協議を終了した件数。
 出所：国税庁「令和3事務年度の『相互協議の状況』について」

※1 国税庁「令和3事務年度の『相互協議の状況』について」2022年11月
https://www.nta.go.jp/information/release/kokuzeicho/2022/sogo_kyogi/index.htm

の、発生件数と処理件数のバランスを見ると、相互協議を申立てた場合には、合意に至っている件数が多いと考えられます。

4 国内救済手続

(ア) 国内救済手続の概要

国内救済手続としては、まず、税務署長等が行った更正などの課税処分に不服があるときは、その処分に不服のある人が、処分の取消しや変更を求める不服申立てをすることができます。不服申立ては、処分の通知を受けた日の翌日から原則として3カ月以内に、処分を行った税務署長等に対する「再調査の請求」か、国税不服審判所長に対する「審査請求」のいずれかを選択して行うことができます。「審査請求」は、税務署長等が行った処分に不服がある場合に、その処分の取消しや変更を求めて国税不服審判所長に不服を申し立てる制度です。

後述のとおり、再調査の請求も、審査請求で認容された割合（納税者の主張が認められた割合）も、全税目で10%前後です。法人税のみ、ないしは移転価格課税のみの数値は公表されていません。

(イ) 再調査の請求の実績

再調査の請求は、処分を行った税務署長等に対する請求手続です。国税庁のサイトの「令和3年度における再調査の請求の概要」^{※2}では、再調査の請求の処理状況などの実績が掲載されています。全税目で10%前後の割合で認容されています（**図表2**）。

図表2：再調査の請求の処理実績

	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
全部認容	40	27	46	4	3
一部認容	173	237	141	96	80
認容件数	202	216	375	233	297
処理件数	1,726	2,150	1,513	999	1,198
認容割合	12.3%	12.3%	12.4%	10.0%	6.9%

※ 年度は4月1日から翌年3月31日まで。
 出所：国税庁「令和3年度における再調査の請求の概要」

※2 国税庁「令和3年度における再調査の請求の概要」2022年6月
<https://www.nta.go.jp/information/release/kokuzeicho/2021/saichosa/index.htm>

(ウ) 審査請求の実績

審査請求は、税務署長等が行った処分に不服がある場合に、その処分の取消しや変更を求めて国税不服審判所長に不服を申し立てる手続です。国税不服審判所のサイトの「審査請求の状況」^{※3}では、審査請求の処理状況などの実績が掲載されています（図表3）。移転価格税制の課税事案に絞ったデータはありませんが、再調査の請求と同様に、だいたい10件に1件ぐらいの割合で認容されています。また、1年という「標準審理期間」を国税不服審判所では設定しており^{※4}、1年以内に処理される件数は、非常に高い割合です。

図表3：審査請求の処理実績

	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
全部認容	54	77	90	65	160
一部認容	148	139	285	168	137
認容件数	202	216	375	233	297
処理件数	2,475	2,923	2,846	2,328	2,282
認容割合	8.2%	7.4%	13.2%	10.0%	13.0%
1年以内処理件数割合	99.2%	99.5%	98.0%	83.5%	92.6%

※ 年度は4月1日から翌年3月31日まで。

出所：国税不服審判所「審査請求に係る標準審理期間の設定などについて」

(エ) 留意事項

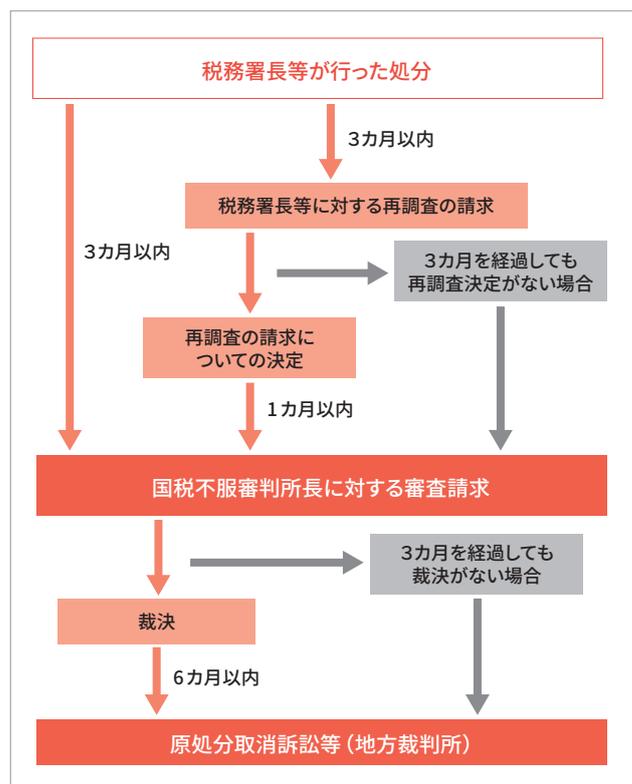
国内救済手続に係る留意事項は、以下のとおりです。

- (国税不服審判所長に対する) 審査請求：
 - ▶ (税務署長等に対する) 再調査の請求を経ずに直接行うことができる。
 - ▶ (税務署長等に対する) 再調査の請求を行った場合であっても、再調査の請求についての決定後の処分になお不服があるときは、再調査決定書謄本の送達があった日の翌日から1カ月以内に審査請求をすることができる。
- 訴訟：
 - ▶ 審査請求に対する国税不服審判所長の裁決があった後の処分になお不服があるときは、裁決があったことを知った日の翌日から6カ月以内に裁判所に対して処分の取消しを求める訴えを提起することができる。
 - ▶ 審査請求がされた日の翌日から起算して3カ月を経過しても裁決がないときは、裁決を経ないで訴えを提起する

※3 国税不服審判所「審査請求の状況」
<https://www.kfs.go.jp/introduction/demand.html>

※4 国税不服審判所「審査請求に係る標準審理期間の設定等について（事務運営指針）」
<https://www.kfs.go.jp/topics/0400.html>

図表4：国内救済手続きのフロー



出所：国税不服審判所「国税の不服申立制度の概要図」をもとにPwC税理士法人作成
<https://www.kfs.go.jp/system/diagram.html>

ことができる（この場合、訴訟とは別に、引き続き国税不服審判所長の裁決を求めることもできる）。

図表4は、ここまでの解説をまとめたものです。

5 相互協議手続と国内救済手続の違い

相互協議手続は、相手国の税務当局を巻き込んだ手続です。日本の税務当局は世界各国の税務当局との相互協議の経験が非常に豊富であり、相互協議が二重課税を解消するための最も一般的で、かつ、二重課税が解消される可能性が高い手続といえます。しかしながら、新興国を相手とする協議は難航することもありますし、相互協議は必ずしも全額の二重課税が排除されるように合意に至るわけではありません。そのような場合には、国内救済手続に進むことを検討する必要があります。国税庁の報道発表資料だけをみると、前述のとおり、再調査の請求でも審査請求でも、認容される割合が全税目ベースで10%程度に過ぎませんが、検討にあたっては、専門家の意見を参考にすることをお勧めします。また、

国内救済手続では、納税者自身が課税処分の違法性を税務当局に主張して取り消しを求めることになります。長期間にわたって膨大なマンパワーが必要になりますので、調査の進捗状況に応じて、専門家を交えて早急に対策を検討されることをお勧めします。

＊本稿は、「移転価格税制に基づき課税を受けた場合の二重課税を解消するための手続」（税務研究会発行『月刊 税務QA』2022年12月5日号掲載）を加筆修正し、再編集したものです。

図表5：相互協議と国内救済手続の比較

	相互協議	国内救済手続
手続	税務当局に対して、二重課税排除のための租税条約に基づく協議を申立てる手続	税務署長等、国税不服審判所長、裁判所に対して、税務当局による課税処分の違法性を主張する手続
概要	比較的、二重課税が排除される可能性が高い（必ず排除されるわけではない）	審査請求、再調査の請求では、認容される割合が約10%
当事者	税務当局間の協議（納税者が協議に参加するわけではない）	納税者自身が当事者
留意事項	申立てができる期間に制限を定めている租税条約がある	通常、膨大な費用と時間が必要

水島 吾朗 (みずしま ごろう)

PwC 税理士法人
 国際税務サービスグループ（移転価格）パートナー
 PwC 税理士法人に入社以来15年以上にわたり、日系企業および外資系企業に対する移転価格コンサルティング業務に従事。2018年から2020年までは、PwCドイツのデュッセルドルフ事務所に出向し、移転価格チームのメンバーとして、日系企業だけでなく、欧米系企業の案件に数多く関与。税理士。

オランダにおける経済、ESG、税制の最新動向

PricewaterhouseCoopers Accountants N.V.

シニアマネージャー **新井 赫**

PwC Nederland, Assurance ESG team,
Sustainable Finance Expert

シニアアソシエイト **矢富 諒子**

PricewaterhouseCoopers Belastingadviseurs N.V.

マネージャー **Thomas Heaton**

PricewaterhouseCoopers Belastingadviseurs N.V.

シニアマネージャー **秋山 賢介**

はじめに

オランダは、人口17百万人、国土面積は九州と同程度で、EU内では決して大国とはいえませんが、政治的・経済的に比較的安定し、順応性が高い国として国際社会からも認知されています。

ブレグジット、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の世界的流行、ロシアによるウクライナ侵攻、気候変動に伴う政治経済の混迷をはじめとする不確実な状況下においても、オランダの金融、経済、そして社会は依然として安定しており、現政府もこの立場を踏襲していく方針です。

本稿では、主として「オランダを含む欧州経済環境の動向」を皮切りに、「オランダESGの歴史と最新動向」および「オランダにおける税務・移転価格税制の動向」について説明していきます。

1 オランダにおける経済環境の動向

1. 概要

オランダの経済成長は、COVID-19パンデミック前よりも高い伸びを示し、過去の趨勢の水準に戻っています。2022年9月末までの過去5四半期の経済成長率は、過去平均（2015年第1四半期から2019年第4四半期）の2.3%を超えて、6.8%となりました。パンデミックが落ち着いたのも束の間、ウクライナ侵攻によって、オランダ経済は他国と同様に、より困難な状況に置かれています。多くの問題が相互に関連し合い、複雑性が増しています。

2. ウクライナ侵攻の影響長期化

今後どのように事態が進展するにせよ、ロシアなどに対する制裁は少なくともあと1年は続く予想されています。欧州は、特にロシアからのエネルギー自立のための行動を取り続けると考えられており、戦闘が長引くほどロシアはヨーロッパから分断されることとなります。ウクライナ侵攻は、西ヨーロッパ諸国に大きな危機感を抱かせ、ロシアやその同盟国への不信感、防衛費や軍事費の増加をもたらすと予想されています。

3. サステナブルなエネルギー生成

オランダ政府は、2023年に発電量が最低4.5ギガワットの洋上風力発電を導入する予定で、2030年には21ギガワットまで引き上げることを目標としています。目標としている21ギガワットは、現在のオランダの総電力使用量の約75%に相当します。2030年には、太陽光と風力による発電量を最低35テラワットにすることを目標としており、陸上で利用できるようにすることを目指しています。なお、2040年には洋上風力発電は50ギガワットになるとしています。その後、2050年には、オランダで使用される全てのエネルギーを再

生可能エネルギーに移行する予定ですが、まだ多くの課題が山積しています。

4. エネルギー価格高騰に伴う施策の修正

エネルギー価格の高騰により、エネルギー転換の動きは加速されますが、サステナブルなエネルギーと排出の目標達成には努力と時間が必要となります。同様に、重要資源である銅、ニッケル、コバルト、リチウム、銀などの金属に対する需要は、結果として比較的高い水準で推移すると考えられています。これらの金属を使用しないソリューションや、コバルトやニッケルを使用しないリン酸鉄リチウム (LFP) 電池のような代替品の開発が促進されると予想されます。オランダは、ロシアのエネルギーへの依存度を下げるプロジェクトに対して、EUから455百万ユーロの補助金を受け取る予定です^{*1}。

5. サプライチェーンの依存度

パンデミック以前から、EUはサプライチェーンの一部が特定の国に依存していることを問題視してきました。パンデミック時に半導体不足による生産活動の中断が顕在化したことを受け、EUは域内の半導体生産シェアを2030年に20%に倍増させることを目的として2022年2月に「The European Chips Act」を導入しました。これまで、EU加盟国は、多くの原料・製品の調達を中国からの輸入に頼ってきましたが、今後は中国への強い依存から離れていくと見られています。

オランダの製造業は、原材料・部品などの供給を海外に大きく依存しており、オランダ国内からの供給の割合は半分にも満たない水準です。輸入への依存度は分野によって異なりますが、コークスや石油精製品、電子製品の製造業で最も高くなっています。原材料・部品などの不足が生産を制約していると報告する産業が増加しており、現在これらの課題に直面している部門は、サプライチェーンを改善することが強く求められています。今後オランダでは、可能な限りEU内での調達を拡大する動きが顕著になると考えられています。

6. 物価上昇とインフレ

仕入価格・原材料価格の高騰は、最終的に物価上昇につながります。エネルギー価格はウクライナ侵攻以前から上昇しており、この影響は2021年後半から消費者物価に波及し始め、消費者物価指数の上昇のほとんどがエネルギー価格

に起因しています。インフレに伴う金利引き上げは、国債の利回り上昇につながり、特に多額の債務を抱える欧州諸国の財政を圧迫しています。このため、政府による財政支出は今後より困難になると予想されています。欧州中央銀行 (ECB) はすでに2022年7月に伝達保護措置 (Transmission Protection Instrument : TPI) を導入し、「不当で無秩序な市場力学」が正当化される場合に債券市場に介入するとしています。2022年に金融市場は乱高下しましたが、過去の危機の時期と比較すると金融ストレス指数はそれほど高くありません。しかし、歴史が示すように、金融情勢は非常に急速に悪化する可能性があり、その結果、信頼感、投資、消費の低迷を通じて経済成長にマイナスの影響を与えると想定されています。

7. 労働人口の減少

2007年までのオランダの労働生産性上昇率 (年平均) は1.5%でしたが、2006年から2021年までは、生産性が低下した時期もあり、0.3%となっています。産業にかかわらず、労働力不足が生産性向上の制約になる状況が増えています。オランダの生産年齢人口は2021年から2050年にかけて7%減少する見込みですが、日本が同期間に35%減少するのに比べれば、まだ非常に低い水準です。生産性向上は1つの解決策にすぎません。労働参加率を高めるために、例えばパートタイム労働者の労働時間や高齢者の就労期間を伸ばす可能性があります。今後10年間で、多くの人 (労働力) が引退します。18歳から30歳の層はまだかなり多いですが、それ以下の層はかなり少なくなっています。2022年8月の季節調整済み失業率は3.8%で、歴史的には低い水準です。

8. 今後のオランダのGDPおよびインフレ率

最後に、多くの機関が2023年の経済成長は減退すると見ており、特にオランダにおいては5%の高い経済成長率から0.5~3.5%程度になると予想されています。インフレ率に関して、翌年は年間比較で高い水準で推移すると考えられています。特にエネルギー価格が顕著で、ウクライナ侵攻が継続する限り、高止まりすると考えられます。他方で、今後数年間で見れば、徐々に率は減少していくと考えられています。

2 オランダ ESG の歴史と最新動向

1. EU全体の取り組みとオランダ独自の方針

EU加盟国であるオランダは、欧州委員会が発表した欧州

^{*1} Europa Nu "Nederland krijgt 455 miljoen voor afbouwplan Russische energie" 5 oktober 2022, https://www.europa-nu.nl/id/vlwwfyy35rz5/nieuws/nederland_krijgt_455_miljoen_voor

グリーンディールに沿って、2030年までにGHG（温室効果ガス）排出量を1990年比で55%削減、また、カーボンニュートラルを2050年までに達成する目標を掲げています。その実現のため、EU企業に対してはEUタクソノミー（EU Taxonomy Regulation）や企業サステナビリティ報告指令（Corporate Sustainability Reporting Directive）、金融機関を対象としたサステナブルファイナンス開示規則（Sustainable Finance Disclosure Regulation）等、さまざまな法規制が敷かれ、政府をはじめとしたステークホルダーによる企業行動の監視の波が大きくなっています。企業にとっては、過剰な環境規制対応に悩まされる懸念があります。そのようなEU加盟国全体の潮流の中でも、細かく見ると各国のESG対応には方向性の違いが見られます。今回はオランダ独自の法規制の中で、より独自性の高いE（環境）とS（社会）に焦点を当て、サーキュラーエコノミーや児童労働デューディリジェンス法等を例に取り、歴史と最新動向を紹介します。

2. オランダ政府のESG対応方針：環境保護に関して

(1) オランダにおける環境保護活動の歴史

オランダは「世界は神が創造したが、オランダはオランダ人が創造した」という言葉があるように、もともと干拓によって人工的に土地を広げてきた国です。現在も3分の1の土地が海面下にあり、気候変動による海面上昇のリスクにさらされています。そのため、環境保護に対する意識も高く、世界における環境保護活動の起爆剤となった2015年のパリ協定やSDGs制定、先に述べたEUの法整備に先立って環境保護を進めてきました。

例えば、1993年制定の環境管理法（Wet milieubeheer）を後押しする形で2013年に義務化された環境管理活動に関する法令（Activiteitenbesluit Milieubeheer）では、企業を3つの分類に分け、分類に応じてエネルギー使用量削減、レポート提出、許可証の取得等の義務を課しています。これにより、スーパーマーケットの冷蔵食品棚にガラス扉が設置される等、各企業にてエネルギー削減施策が実現されました。2015年には、オランダの非営利団体であるウルゲンダ財団（Urgenda foundation）が政府に対して気候変動防止を訴え、法的義務があることを立証し、政府に2020年までにGHG排出量を1990年比で25%削減することを約束させ、この判決を受けてアムステルダム市の石炭火力発電所を早期に閉鎖する等の具体策が取られました。

(2) サーキュラーエコノミーの推進

このような背景を踏まえて、現在オランダではサーキュ

ラーエコノミーの実現とエネルギー改革に力を入れています。オランダ政府は2016年以降、2050年までにサーキュラーエコノミーを実現、その中間目標として2030年までに一次原材料を50%削減させる目標を掲げています^{※2}。目標達成に向けて政府は、バイオマスと食糧、プラスチック、製造業、消費財、建設業の重点テーマを定め、法規制や補助金の整備、イノベーション促進等を実施しています。また、民間レベルでもさまざまなプラットフォームが形成され、知見共有や意見交換が活発に行われています。

(3) エネルギー改革の推進

エネルギーに関しては、2019年に制定されたオランダ政府の環境政策の一環であるNational Climate Agreementの中心軸の1つに地域エネルギー戦略（Regionale Energiestrategie）を据えて、2030年までに最低35テラワットのサステナブル電力を創出する等の国家レベルの目標をベースに、各州が具体的目標を定めています。

サステナブル電力に関しては、オランダでは風が強い気候を活かした洋上風力発電に特に力を入れています。エネルギー使用量の削減に関しては、政府は2023年1月以降、オランダ国内の全てのオフィスビルに対して、A～Gの7段階でレベルC以上のエネルギーラベルを取得するよう義務化しました。準拠しない場合はオフィスとしての使用や賃貸ができなくなります。ある調査によると、2021年12月時点で約10%のオフィスビルがレベルD以下、約33%がラベル未取得であり、多くの企業が期日までの対応を迫られていることがうかがえます^{※3}。

3. オランダ政府のESG対応方針：社会的側面に関して

ESGの社会的側面に関しては、従業員やサプライチェーンに携わる人々の人権や社会保障等、多岐にわたるトピックがありますが、オランダにおいて法規制の観点で特筆に値するのは児童労働防止への注力です。2019年に児童労働デューディリジェンス法（Dutch Child Labor Due Diligence Act）が採択され、2022年に義務化されました。この法令はオランダの個人法人含む全消費者に商品サービスを販売する全企業に対して適用され、政府は企業に対してサプライチェーン上で児童労働の合理的な疑い（reasonable suspicion）の可否をデューディリジェンスに基づくことを求め、疑いが

※2 Circular Dutch economy by 2050, Government of the Netherlands
<https://www.government.nl/topics/circular-economy/circular-dutch-economy-by-2050>

※3 Possible close-down of non-sustainable offices is getting closer, Colliers
<https://www.colliers.com/en-nl/research/verduurzaming-van-kantoren>

ある場合は防止策の作成を義務づけています。

この法令は2014年に当時の労働党議員が発案し、一般市民や企業へ請願を呼びかけたことに端を発しました。それを受けて、強制労働を伴わないスレイブフリーのチョコレート製造販売の先駆け企業をはじめとするオランダ企業大手40社が賛成の意思表示をしたことが後押しとなり、実現に至りました^{※4}。前述のとおり、企業の所在地に限らずオランダ消費者へ商品サービスを販売する全企業が対象となるため、該当の日本企業もこれに準拠する必要があります。

4. ESG対応における今後の動向

以上のような法規制の流れを受けて、現在オランダの企業はESG対応に追われています。特に、これはEU加盟国全体に通じる課題ですが、EUタクソノミーや企業サステナビリティ報告指令（CSRD）等、今後2、3年間で対応すべき法規制が多くあり、非財務情報の開示をはじめとするESG対応はいまや投資家の意思決定のための「Nice to have」ではなく、企業における「Must have」な必須対応事項となっています。日本ではオランダに比べてこうした法規制のプレッシャーはまだ限定的であるものの、オランダでビジネスを展開する企業をはじめ、多くの企業においてESGに関する必須対応事項が増えていくことが予想されます。しかしながら、目先の対応のみに追われるのではなく、これを契機に自社のサステナビリティ戦略を見直し、企業活動を通して持続可能な社会に貢献していくという本質を突き詰めていくことが重要です。

3 オランダにおける税務・移転価格税制の動向

1. はじめに

昨今、欧米社会では物価上昇や金利高騰などを背景に、企業の税負担に関する意識が高まりつつあります。そんな中、G20財務相・中央銀行総裁会議が2021年10月に法人税の最低税率とデジタル課税の国際課税の新枠組について合意し、世界各国で企業に対し公平な税負担を求める動きが加速しています。

オランダでは2022年7月に4年ぶりに移転価格税制が改正され、国際課税の動向に合わせ納税者に対して全ての関連者取引の適切なプライシングを行うことが一層重要視されることになりました。ここでは、今回改正が公表されたオランダ

の移転価格政令の内容について紹介します。

法人税関連では、直近の税制改正では欧州租税回避防止指令（Anti-Tax Avoidance Directive：ATAD）等に基づく重要な改正内容が含まれていましたが、今年は過去と比べ法人税関連の重要な改正事項が少なくなっています。他方、欧州委員会は昨年未から複数の重要な指令案を公表しており、今後EU加盟国の全会一致による採択を経て、オランダ法人税の税制改正によって導入されます。以下では、2023年税制改正案および直近で公表されたEU指令案の主なポイントを見ていきます。

2. 金融取引に関する移転価格政令の改正

オランダの移転価格政令（Transfer pricing decree）は2022年7月1日付で施行され、これにより2018年に公表された以前の政令は更新されています。その結果、2014年の質疑応答政令における金融サービス企業（Dienstverleningslichaam：DVL）に関する以前のガイダンスも撤回されています。

今回の改正は移転価格政令に2020年2月に公表された経済協力開発機構（OECD）による「OECD移転価格ガイドライン」の第10章（金融取引の移転価格）の内容を反映させることを主目的としています。

移転価格政令を通じてオランダ財務省はOECD移転価格ガイドラインに対しその独自の見解を示しています。今回の改正により、DVLの移転価格税制上の取り扱いに関するガイダンスが根本的に変更されている他、移転価格文書の作成の実務にも影響する可能性がある改正点が複数含まれています。以下では、改正点を全社共通のものと金融取引特有のものに分けて説明していきます。

(1) 全社共通改正点

① ベンチマーク分析の例外規定の廃止

以前の政令では、関連者間取引のうち国内取引や金額的重要性が低い取引については移転価格分析の際にベンチマーク分析が不要であることを明記した例外規定がありました。今回の改正ではこの例外規定が削除されています。その結果、国内取引や金額が小さいものでも基本的に全ての関連者間取引がベンチマーク分析の対象となり、これから移転価格文書の作成にかかる労力や手間が増える可能性があります。

② 株主活動からESG活動の削除

関連者間役務提供取引については、今回の改正において

※4 日本貿易振興機構（JETRO）「児童労働規制が先行、より広範な人権デューディリジェンス法案の審議へ（オランダ）」2021年6月11日
<https://www.jetro.go.jp/biz/areareports/2021/4da35ef96cb39f14.html>

株主活動のリストからESG活動が削除されており、ESGに関する役務提供についても対価の支払いが求められることになります。

一方で、日系企業に関しては、実際にオランダ子会社に対し請求するかを決めるにあたり、子会社にどの程度の経済的便益があるかの検討が必要となり、税務当局に着目されるリスクがあるため、請求が可能になったとはいえ注意が必要と考えられます。

③ 取引相手ごとの損益の切り出し

昨年の税制改正では、独立企業原則に基づく移転価格調整から生じるミスマッチの防止のためのルールが導入されており、2022年1月以降開始する事業年度についてはみなし費用の計上について取引相手国でのみなし収益の計上が必要とされています。これを踏まえ、今回の改正では検証対象取引を包括検証する場合、オランダで計上する利益を各取引相手に帰属させることが必要とされており、検証対象損益を取引相手ごとに切り出す作業が必要となります。損益を切り出すにあたり、間接費の配賦基準など検討が必要な要素が複数あり、手間と労力がかかると予想されます。このため、移転価格文書の作成にかかる事務的負担が増加する可能性があります。

(2) 金融取引特有の改正点

① 関連者間ローン取引

関連者間ローン取引に関する改正内容は基本的にOECD移転価格ガイドラインの第10章を踏まえた内容になっています。具体的には、検証対象価格（利率）が独立企業原則に沿っているかを検証するにあたり、取引の正確な描写が非常に重要とされており、金利を含む全ての取引条件は精査すべきものとして、取引条件を調整しても独立企業間価格にならない場合は当該ローン取引が否認される（出資としてみなされる）ことになりかねないとされています。ただし、新政令ではオランダの判例上、上記のようにローン取引を（部分的にでも）否認したり、出資としてみなしたりすることについて特定の要件が定まっていることにも言及されており、実務的影響について今後の動きを注視する必要があると考えられます。

また、今回の改正では貸手はリスクコントロールができない場合はリスクフリーリターンのみを獲得すべきとされています。なお、貸手が仮にリスクコントロールができない場合でも、借手は独立企業間価格相当分の支払利息を損金算入することが可能とされています。この場合、リスクプレミアムはリスクを実際にコントロールしている法人に配分される

べきとされており、税務当局が取引の正確な描写を踏まえた価格設定を重要視していることが読み取れます。

以上、関連者間ローン取引については今までの考え方を覆すような改正内容ではありませんが、取引当事者の実態に合わせた価格設定が必要という当局からの強いメッセージが読み取れ、これまで以上に金融取引が着目されることが今後予想されるため、今のうち金融取引にかかる移転価格ポリシーの見直しが重要と考えられます。

② 金融サービス会社（DVL）

金融サービス会社（DVL）について以前の政令では、獲得すべきスプレッドをフォーミュラ（基本的にリスクプレミアム＋ハンドリングフィ）に沿って算定することになっていましたが、新政令では、DVLのリスクコントロール能力と経済的能力をFull control、Shared control、No controlの3つの分類に分けることになっており、機能とリスクに応じて対価の設定方法が異なるとされています。

具体的には、Full controlの場合、取引するにあたっての意思決定能力とリスク管理ができていとされるため、各ローン取引の金利を個別にベンチマーク分析で検証し設定する必要があるとされています。Shared controlに分類される場合は実務上限定的とされています。一方で、No controlの場合はリスクコントロールができていない、もしくは経済的能力が不十分とされ、営業費用に係るマークアップのみを獲得すべき役務提供者として取り扱われるべきとされています。

上述のとおり、DVLに関するガイダンスが以前の政令と比較し大きく異なっていることから、オランダ税務当局はこれからより厳しい姿勢を取ることが予想されます。指摘を受けるリスクを対処するには、下記の3つの方法が考えられます。

- DVLの実態／サブスタンスとガバナンス体制を示す具体的な資料の準備と保管。
- 借入や貸付を実施するための十分な資本と流動性があることを示す財務分析の実施。
- 実態に反して、リスクを限定させると捉えられうる契約の締結については、指摘を受けるリスクがかえって高まる可能性があるため慎重に検討。

なお、これまでの政令ではスプレッドアップリーチによる検証が認められていたこと、そして独立企業原則を定めるもとの法律は改正されていないことを踏まえ、スプレッドアプローチを用いて検証しながら借入や貸付のローン取引の個別の金利をベンチマーク分析により検証することも検討すべき

と考えられます。

③ 保証取引

保証取引についてはOECD移転価格ガイドラインに沿ったものが導入されています。具体例を挙げると、保証により借入側の借入上限額が引き上げられている場合、当該第三者借入（またはその一部）を保証者からの出資とみなされる恐れがあるとされています。ローン取引と同じように判例との整合性の問題があるため、今後実務上どう執行されるかは注視すべき点になりますが、当局が今後より厳しい姿勢を取ると予想されるため、第三者からの借入で親会社の保証がある場合は保証料の支払いの要否の確認、そして保証料の料率の設定については非保証者側の借入能力分析の実施が今後より一層重要になってくると考えられます。

④ キャッシュプーリング

保証取引と同様、キャッシュプーリングについてはOECD移転価格ガイドラインの第10章と整合したガイダンスが導入されています。基本的に、今回の改正で挙げられているキャッシュプーリングに関する論点（相互保証の無対価性、参加者の預金残高の変動の有無、プールリーダーの報酬等）はOECD移転価格ガイドラインにも記載があり、現状のキャッシュプーリングの実態に合わせてポリシーの見直しを行うことが重要と考えられます。

3. 2023年税制改正案および直近で公表されたEU指令案の主なポイント

オランダ政府は2022年9月22日に2023年税制改正案を公表しました。この税制改正案では、オランダ政府は現在の大規模なインフレ等を背景として低所得者・中間層の個人所得税の税負担を軽減することに焦点を当て、その一方で富裕層や個人事業主の税負担を増加させる予定です。

また日系企業にも関係する重要な指令案として、欧州租税回避防止指令3（ATAD3）、負債と資本のバイアス削減に係る控除に関する指令案（DEBRA）と超過借入費用の損金算入制限、EU Pillar2指令案、国別報告書の開示に関するEU指令（Public CbCR）が挙げられます。

以下では、2023年税制改正案および直近で公表されたEU指令案の主なポイントを紹介します。

(1) 2023年税制改正案：法人税軽減税率および適用対象所得の見直し

現行制度上、法人税通常税率は25.8%ですが、395千ユー

ロまでの課税所得に対しては15%の軽減税率が適用されています。2023年税制改正案では、2023年以降適用される軽減税率を19%まで引き上げ、適用対象所得を200千ユーロに引き下げることが含まれています。オランダ政府はこれを通じて事業主の法人税の負担を増加させ、雇用者との間の税負担の格差を是正することを目論んでいます。

(2) 2023年税制改正案：30%ルーリングの厳格化

日本人駐在員が現在適用している個人所得税の30%ルーリングについての見直しが2つ予定されています。

1つ目は、域外費用の実費控除または30%ルーリングの選択適用の厳格化です。具体的には、30%ルーリングを適用する場合、国外の住宅、ホームリーブ費用等の域外費用を所得の30%とみなして控除が認められていますが、実費が所得の30%を上回る場合、証明書類の提出を条件として域外費用の実費控除を事後的に選択することが認められています。この選択は2023年1月1日以降は暦年単位のみで認められ、途中での選択の変更は不可となります。

2つ目は、2024年1月1日以降、オランダ報酬基準法で定められている給与の上限金額（2022年は216千ユーロ）をキャップとして30%ルーリングの適用が認められます。ただし、現在すでに30%ルーリングを適用している場合は経過措置の適用により新たな上限は2026年1月1日以降に適用されます。当該変更に伴い、オランダ政府は、2026年以降に8,500万ユーロの財源確保を見込んでいます。なお、30%ルーリング適用者のBox2とBox3のみなし非居住者課税の廃止についても議論されていましたが、今回の改正では見送られました。

(3) EU指令案：ATAD3の概要

欧州委員会は2021年12月に「経済実体が乏しい法人（シェルカンパニー）を利用した租税回避の防止を目的としたEU指令案」を公表しました。ATAD3は、2021年5月18日に欧州委員会が公表した「21世紀における法人課税」の行動計画2の内容を具体化したものになります。行動計画2では、欧州委員会は合理的な理由に基づきペーパーカンパニーが利用されている事例の存在を認めつつも、租税回避目的での利用に対処する必要性を提言していました。ATAD3の具体的な内容は以下のとおりとなります。

- 必要最低限の実態を有していない法人を識別するための3つの特徴（ゲートウェイテスト）の全てを満たす場合、原則としてシェルカンパニーに該当するリスクの高い法人と

みなされ、法人税申告時に実体の有無に関する報告義務が課されます。

- 税務当局は納税者の報告事項に基づいてシェルカンパニーの該当性について評価し、報告事項の1つでも充足しないと判断する場合、その会社はシェルカンパニーと推定されます。ただし、その法人の存在がグループ全体の税負担の軽減につながるものではないことを証明できる場合、ATAD3の適用は免除されます。
- 最終的にATAD3の適用を受ける場合、シェルカンパニーに対するEU指令および租税条約の適用が税務当局により直接または間接的に否認される可能性があります。

当初の予定では、2023年6月30日までに各EU加盟国で国内法への導入を行い、2024年1月1日より適用されることが提案されていましたが、直近で適用時期を2025年1月1日に延期する等の修正案も出ており、現在EU内で協議中のステータスとなっています。

(4) EU指令案：DEBRAおよび超過借入費用の損金算入制限の概要

欧州委員会は2022年5月11日に負債と資本のバイアス削減に係る控除（DEBRA）および超過借入費用の損金算入制限に関するEU指令案を公表しました。DEBRAは欧州委員会が2021年に公表した「21世紀における法人課税」の行動計画4を具体化したものですが、借入費用超過額の損金算入制限については行動計画4には含まれておらず、協議期間中に追加されました。今後欧州理事会で当該指令案が採択され、EU加盟国は2023年12月31日までに国内法に導入し、2024年1月1日から適用される見込みです。

DEBRAが提案された背景として、自己資本に比べて他人資本による資金調達及利息の損金算入メリットを享受するために利用されやすいことを欧州委員会が問題視しており、特にCOVID-19パンデミックで企業の負債比率が大幅に増加したため、自己資本による資金調達を促進することを目的としています。DEBRAは端的に言うと、納税者が自己資本を増加する場合、10事業年度継続して課税所得計算上自己資本に対するみなし利息の控除を認めるものです。控除額は、基準額に想定金利を乗じて計算されます。基準額は対象となる事業年度の純資産と前事業年度の純資産の差額で計算されます。想定金利は、リスクフリーレートにリスクプレミアム1%（中小企業の場合は1.5%）を加算して計算されます。みなし利息の損金算入額は納税者のEBITDAの30%を上限とします。控除額が納税者の課税所得を上回る場合、その超

過額は将来の期間に無期限に繰越が可能です。損金算入額の未使用額は最大5年間の繰越が認められます。

また、税務の観点から負債と資本の同等性をさらに補強するために、資本に係る引当金控除に加えて超過借入費用の損金算入制限が新たに導入されます。超過借入費用とは、支払利息から受取利息を控除した純額を指し、純支払利息の損金算入額が85%に制限されることが見込まれています。

(5) EU指令案：Pillar2指令案のEU内での状況

EU Pillar2指令案はEU加盟国の全会一致による採択が必要でしたが、これまでハンガリーが支持を撤回するなど、指令案の採択に時間を要していました。2022年7月からチェコがEUの新議長国に就任した後も、10月のEU経済・財務相理事会（Economic and Financial Affairs Council：ECOFIN）での全会一致による合意を目指す中で、9月9日にドイツ、フランス、イタリア、スペイン、並びにオランダによりPillar2導入の決意を示す共同声明が公表されるなど、EU加盟国間での合意形成に不透明さが増す状況となっていました。

その後12月に入り大きな進展があり、12日にEU理事会よりEU加盟国間でPillar2の導入について合意に至ったとのプレスリリースがなされ、15日に書面による手続きに基づき正式な採択に至っております。なおEU指令案によると、2023年12月31日にPillar2の適用が開始され、具体的には所得合算ルール（IIR）は2023年12月31日以降開始事業年度より、軽減課税支払ルール（UTPR）は2024年12月31日以降開始事業年度より適用が開始される予定です。今後はEU加盟国において国内法への導入が進む見込みですが、近年における税制改正の中でも実務に対する影響が極めて大きいものと想定されることから、各企業において早めの対応着手が望まれます。

(6) EU指令案：Public CbCRの概要

すでに2015年に公表されたOECDによる税源浸食と利益移転（BEPS）行動計画13（多国籍企業の企業情報の文書化）に基づき、連結売上高が750百万ユーロ以上の多国籍企業グループを対象に、国毎の所得、経済活動、納税額の配分等に関する情報を記載した国別報告書（CbCR）の税務当局への提出が要求されています。

また2021年9月28日には、EU理事会によるCbCRの公開に係るEU指令の採択が行われ、12月21日に発効しています。このEU指令では、多国籍企業グループの連結売上高が750百万ユーロを超える場合、EU域内に本社があるかどうかに関わらず、EUブラックリスト（各EU加盟国、および税

務上の非協力的国・地域)に掲載されている国・地域、またはEUグレーリスト(税の透明性・公正な課税の観点から、情報交換の積極的な実施や有害税制を有しない等の国際的税務基準について、未だ満たしていないが改正にコミットしている国・地域)に2年以上連続で掲載されている国・地域を対象に、OECD版の国別報告書に記載される項目と類似の情報をWebサイト上で開示することが要求されています。

なお、EU指令では2024年6月22日以降開始事業年度をPublic CbCRの開示対象としていますが、EU加盟国の判断で早期適用が可能であり、ルーマニア(2023年1月1日以降)、オランダ(2024年1月1日以降)など各EU加盟国の国内法導入の動向に留意が必要です。

(7) EU指令案に関わるタイムライン

① 欧州租税回避防止指令3(ATAD3)

- 2021年12月22日……経済実体が乏しい法人を利用した租税回避(シェルカンパニーの乱用)の防止を目的としたEU指令案の公表
- 2023年6月30日……EU指令案に基づく場合のEU加盟国の国内法への導入期限
- 2024年1月1日……EU指令案に基づく場合の適用開始時期(2024年1月1日以降開始事業年度より)

② 負債と資本のバイアス削減に係る控除に関するEU指令案(DEBRA)

- 2022年5月11日……EU指令案の公表
- 2024年1月1日……EU指令案に基づく場合の適用開始時期(延期の見込み)

③ 最低税率の導入に関するEU Pillar2指令案(EU Pillar2)

- 2021年12月20日……法人税を対象とした最低税率(15%)の導入を目的とした国際的な枠組みであるPillar2に関してOECDによるモデルルールの公表
- 2021年12月22日……OECDモデルルールに基づくEU指令案の公表
- 2022年12月12日……EU加盟国間でPillar2の導入に合意(EU理事会プレスリリース)
- 2022年12月15日……書面による手続きに基づき正式に採択(EU理事会プレスリリース)
- 2022年12月20日……OECDによる実施パッケージ(Implementation package)の公表
- 2023年12月31日……EU指令案に基づく場合のPillar2の適用開始(所得合算ルール(IIR)は2023年12月31日以降開始事業年度より、軽減税支払ルール(UTPR)は2024年12月31日以降開始事業年度より適用開始)

④ 国別報告書の開示に関するEU指令(Public CbCR)

- 2021年12月1日……欧州における一定規模以上の多国籍企業を対象とした国別報告書の開示に関わる指令案のEU官報への公表
- 2021年12月21日……EU指令の発効
- 2023年6月22日……EU加盟国における国内法の導入期限
- 2024年6月22日……EU指令に基づくPublic CbCRの適用開始(2024年6月22日以降開始事業年度より適用開始)

新井 赫(あらい あきら) [第1節執筆]

PricewaterhouseCoopers Accountants N.V.

シニアマネージャー

2007年12月あらた監査法人入所(現PwCあらた有限責任監査法人)。2011年公認会計士登録。2021年7月よりPwCオランダ アムステルダムオフィスに出向中。

メールアドレス: akira.a.arai@pwc.com



Thomas Heaton(ヒートン・トマス) [第3節執筆]

PricewaterhouseCoopers Belastingadviseurs N.V.

マネージャー

2017年8月にPwC税理士法人・大阪事務所に入所。2022年8月よりPwCオランダ アムステルダムオフィスに出向中。主に日系企業向けの移転価格税制関連サービスに従事。

メールアドレス: thomas.h.heaton@pwc.com



矢富 諒子(やとみ りょうこ) [第2節執筆]

PwC Nederland, Assurance ESG team,

Sustainable Finance Expert

シニアアソシエイト

2015年PwCコンサルティング合同会社に入社。2019年よりPwCオランダへ出向の後、2022年より現職。金融機関に対して、ESG関連法規制対応に関するサポートや社内研修の企画運営を実施。

メールアドレス: ryoko.r.yatomi@pwc.com



秋山 賢介(あきやま けんすけ)

PricewaterhouseCoopers Belastingadviseurs N.V.

シニアマネージャー

2020年4月にPwC税理士法人入所。2022年11月よりPwCオランダ アムステルダムオフィスに出向中。主に日系企業向けの国際税務関連サービスに従事。ワシントン州米国公認会計士。

メールアドレス: kensuke.a.akiyama@pwc.com



海外PwC日本語対応コンタクト一覧

PwCは、全世界152カ国、32万人以上のスタッフによるグローバルネットワークを生かし、クライアントの皆さまを支援しています。ここでは各エリアの代表者をご紹介します。

	担当国・地域	写真	担当者名	電話番号	メールアドレス
アジア太平洋	中国大陸および香港		高橋 忠利 Tadatoshi Takahashi	+86-139-0198-9251	toshi.t.takahashi@cn.pwc.com
	中国（華中・華北）		吉田 将文 Masafumi Yoshida	+86-150-0027-0756	masafumi.g.yoshida@cn.pwc.com
	中国（華南・香港・マカオ）		柴 良充 Yoshimitsu Shiba	+852-2289-1481	yoshimitsu.shiba@hk.pwc.com
	台湾		奥田 健士 Kenji Okuda	+886-2-2729-6115	kenji.okuda@pwc.com
	韓国		原山 道崇 Michitaka Harayama	+82-10-6404-5245	michitaka.h.harayama@pwc.com
	シンガポール・ミャンマー		平林 康洋 Yasuhiro Hirabayashi	+65-9627-3441	hiro.hirabayashi@pwc.com
	マレーシア		杉山 雄一 Yuichi Sugiyama	+60-3-2173-1191	yuichi.sugiyama@pwc.com
	タイ・カンボジア・ラオス		魚住 篤志 Atsushi Uozumi	+66-2-844-1157	atsushi.uozumi@pwc.com
	ベトナム		今井 慎平 Shimpei Imai	+84-90-175-5377	shimpei.imai@pwc.com
	インドネシア		菅原 竜二 Ryuji Sugawara	+62-21-5212901	ryuji.sugawara@pwc.com
	フィリピン		東城 健太郎 Kentaro Tojo	+63-2-8459-2065	kentaro.tojo@pwc.com
	オーストラリア・ニュージーランド		江川 竜平 Ryohei Ekawa	+61-401-714-174	ryohei.a.ekawa@pwc.com
	インド・バングラデシュ・ネパール・スリランカ		福原 智之 Tomoyuki Fukuhara	+91-74285-39941	tomoyuki.f.fukuhara@pwc.com
欧州・アフリカ	英国		宮嶋 大輔 Daisuke Miyajima	+44-7483-923-581	daisuke.x.miyajima@pwc.com
	フランス		猪又 和奈 Kazuna Inomata	+33-1-5657-4140	kazuna.inomata@avocats.pwc.com
	ドイツ		藤村 伊津 Itsu Fujimura	+49-211-981-7270	itsu.x.fujimura-hendel@pwc.com
	オランダ		新井 赫 Akira Arai	+31-61-890-9968	akira.a.arai@pwc.com
	ルクセンブルク		又木 直人 Naoto Mataki	+352-621-333-735	naoto.m.mataki@pwc.com
	スイス		藤野 仁美 Hitomi Fujino	+41-79-693-3109	hitomi.f.fujino@pwc.ch
	ベルギー		横山 嘉伸 Yoshinobu Yokoyama	+32-473-910230	yoshinobu.yokoyama@pwc.com
	チェコ・スロバキア・ハンガリー・ポーランド・ウクライナ		山崎 俊幸 Toshiyuki Yamasaki	+420-733-611-628	toshiyuki.x.yamasaki@pwc.com
米州	カナダ		北村 朝子 Asako Kitamura	+1-604-806-7101	asako.kitamura-redman@pwc.com
	米国		椎野 泰輔 Taisuke Shiino	+1-347-326-1264	taisuke.shiino@pwc.com
	メキシコ		志村 博 Hiroshi Shimura	+52-1-55-6965-6226	hiroshi.s.shimura@pwc.com

(2023年1月1日現在)

日本企業の海外事業支援の詳細はWebをご覧ください。
<https://www.pwc.com/jp/ja/issues/globalization.html>





The New Equation

変わりゆく世界で成功し続けるために

The New Equation は、PwC の成長戦略です。

多岐にわたる分野の多様なプロフェッショナルがスクラムを組み、

「人」ならではの発想力や経験と「テクノロジー」によるイノベーションを融合しながら、ゆるぎない成果を実現し、信頼を構築します。

It all adds up to The New Equation.

PwC Japan グループ | PwCあらた有限責任監査法人 PwC京都監査法人 PwCコンサルティング合同会社
PwCアドバイザー合同会社 PwC税理士法人 PwC弁護士法人

本誌に関するご意見・ご要望ならびに送付先変更などのご連絡は、下記までお願いいたします。

jp_llc_pwcs-view@pwc.com

PwCあらた有限責任監査法人

〒100-0004 東京都千代田区大手町1-1-1 大手町パークビルディング

Tel : 03-6212-6800 Fax : 03-6212-6801

PwC Japanグループは、日本におけるPwCグローバルネットワークのメンバーファームおよびそれらの関連会社（PwCあらた有限責任監査法人、PwC京都監査法人、PwCコンサルティング合同会社、PwCアドバイザー合同会社、PwC税理士法人、PwC弁護士法人を含む）の総称です。各法人は独立して事業を行い、相互に連携をとりながら、監査およびアシュアランス、コンサルティング、ディールアドバイザー、税務、法務のサービスをクライアントに提供しています。

© 2023 PricewaterhouseCoopers Aarata LLC. All rights reserved.

PwC Japan Group represents the member firms of the PwC global network in Japan and their subsidiaries (including PricewaterhouseCoopers Aarata LLC, PricewaterhouseCoopers Kyoto, PwC Consulting LLC, PwC Advisory LLC, PwC Tax Japan, PwC Legal Japan). Each firm of PwC Japan Group operates as an independent corporate entity and collaborates with each other in providing its clients with auditing and assurance, consulting, deal advisory, tax and legal services.